

令和2年第1回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和2年3月5日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悅子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長 押山 利一	副村長 武田 正男
教育長 佐藤 吉郎	総務部長 押山 正弘
住民福祉部長 中沢 武志	産業建設部長 兼農業委員会事務局長 菅野 昭裕
教育部長 作田 純一	政策推進課長 館下 憲一
税務課長 菊地 健	住民生活課長 安田 春好
健康福祉課長 後藤 隆	再生復興課長 伊藤 寿夫
産業課長 渡辺 雅彦	建設課長 杉原 仁
会計管理者 兼出納室長 中沢 みち子	教育総務課長 橋本 哲夫
生涯学習課長 溝井 久美子	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 菊地拓也、鈴木真一、藤田良男

一般質問者目次

2番	渡邊 啓子	P. 4 4～
11番	押山 義則	P. 4 9～
8番	武田 悅子	P. 7 3～
7番	鈴木 康広	P. 8 7～
10番	須藤 軍蔵	P. 9 0～

会議の経過

○議長（菊地利勝） おはようございます。

ご苦労さまでございます。会議に先立ち、申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日、傍聴に鈴木正雄さんほか5名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

2番渡邊啓子君より通告ありました「大玉村の除染の実績と今後の取り組みについて」ほか2件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） おはようございます。

2番渡邊啓子です。議長の許可を得ましたので、さきに通告しております3件について、これより一般質問を行います。

最初の質問です。

大玉村の今まで行ってきた除染の実績と今後の取組について伺います。

東日本大震災による原発事故から間もなく9年になります。これまで様々な除染の取組を行ってきておりますが、まだ終わってはいません。

しかし、自分のところが終わると、終わったような気がして、気持ちの中で原発災害が風化しつつある方と、現在も不安を感じている方がおられます。

除染の取組も最終段階に入るところかと思いますので、ここで原発事故以降行ってきた除染の取組を検証し、全体像を明確に把握して、村民の皆さんに周知することで、安全・安心をきちんと理解してもらうことが必要なのではないかと思い、次の質問をいたします。

まず、今までの除染の取組の実績を、住宅、道路、耕作地、ため池、森林再生、他の実施事項について、それぞれ対象戸数や対象面積等に対して具体的に伺います。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 2番議員さんにお答えいたします。

今までの除染の取組実績はとの質問ですが、再生復興課関係についてお答いたします。

住宅2, 358戸計画、除染実施2, 155戸、調査のみ203戸、平成29年度に終了しております。調査のみについては0.23マイクロシーベルト以下の部分であります。

道路138.4キロメーター計画、実施延長123.4キロメーター、調査のみ、同じ条件です、15キロとなっております。平成29年度に終了しております。

ため池、9池についてモニタリングを実施、うち7池を除染実施しております。平成30年度に終了しております。

生活圏森林といったしましては、住宅除染に含めて実施しております。森林生活圏については、住宅敷地に隣接する20メーター範囲を住宅除染と同時に実施しております。

公共施設についてお答えします。

150か所計画、150か所実施しております。平成27年度に終了しております。こちらのほうは、幼稚園、小・中学校、公園敷地等になっております。

関連する国道につきましては、2.9キロメーター計画、2.9キロメーター実施しております。平成28年度に終了しております。県道につきましては、10.9キロメーター計画、10.9キロメーター実施しております。平成25年度に終了しております。

農業用水利施設といたしましては、受益面積300ヘクタールを平成25年度に終了しております。300ヘクタールを実施しております。

再生復興課関係では以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

農地除染につきまして、水田のほうですけれども、水田に関しましては98.8ヘクタール、畑地42.4ヘクタール、樹園地8.9ヘクタール、牧草地につきましては263.95ヘクタール、こちらは29年度で全て事業完了しております。

ふくしま森林再生事業につきましては、現在、事業継続中でございますけれども、平成31年度までに森林整備で行った面積になりますと、42.65ヘクタールということになっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 2番議員さんにお答えいたします。

建設課におきましては、令和元年度から低線量地区の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業を実施しております。

本年度につきましては、大山地区において土砂が堆積している道路側溝延長8,638.3メーター、約8.7キロメーター、堆積量にして359.6立方メートルの土砂撤去処理を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） それぞれ詳細なご説明ありがとうございました。

道路に関して、ちょっと確認します。

これはどういうところを中心と申しますか、集落の細いところはやっていないと
いうことでよろしいのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 2番議員さんにお答えをいたします。

道路除染関係ですが、こちらのほうは平成29年度に終了しておりますが、それ以前に各地区の要望等を聞き取りいたしまして、実施したところあります。

やっている最中も、こちらも、こちらもという話がありましたので、その都度職員
が出向きまして、最終的には国の調査機関もお呼びいたしまして、再度線量を測って、
条件に合うところを実施しております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございました。

次に、今後はどのような取組を行うのかを伺います。

また、復興庁、林野庁、環境省が2020年度から里山除染を行うと発表しました
が、里山とはどのようなエリアを示すのか、村の認識を伺います。

さらに、本村で里山除染の対象となる箇所はあるのか。あるとすれば何か所なのか。
ふれあい村民の森は、里山除染の対象となるのかどうかを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 2番議員さんにお答えいたします。

今後につきましては、現時点は積込場にある土のう袋等を集積して運んでおります
が、来年度につきましては、ほぼそういった作業が終了する見込みとなっており、借り
ている土地、積込場が借りておりますので、そちらの返地工事、それから返還手続
等を進めるようになろうかと思います。

また、次の質問でございますが、里山のエリアということで、現時点で認識してお
りますのは、森林内の人々の憩いの場とか、日常に人が立ち入る場所を里山というふ
うに認識はしております。

また、里山除染の対象ということでございますが、被曝線量が年間1ミリシーベル
ト以上にならないため、対象となる箇所は今のところはないと考えてございます。

同様に、ふれあい村民の森についても測定をいたしましたが、0.14から
0.16ということで、19か所ほど調査をいたしましたが、数字がそれほど上がっ
ていないということで、対象にはなってございません。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございました。

それでは、次の質間に移ります。

地域コミュニティづくりの拠点整備について伺います。

役場庁舎を中心として、その周辺には保健センター、包括支援センター、中学校、総合福祉センターさくらなどの公共施設や商工会、民間の福祉施設などが集まっています。中学校周辺には、子育て世代の新築住宅やアパートが立ち並んでおり、新しく移り住んだ方と既存の住民とのコミュニティづくりには、拠点となる場所が必要であり、村の中心部にふれあいセンターの建設を求める声があります。子どもから高齢者までの居場所として、さらには、誰もが気軽に集える公園を併設すれば、子育て支援にもなり、高齢者の健康づくりにも役立つのではないかでしょうか。

大玉村は、豊かな自然に囲まれているがゆえに、安心して子どもを遊ばせができるようなきちんと整備された公園が少ないと思います。

私自身の子育て時代を振り返ってみても、村内にみずいろ公園のような遊具つきの公園があつたらいいなど、幾度となく思ったものでした。公園で子どもを遊ばせながら保護者同士が自然と言葉を交わし、情報交換をしたり、親しくなったりできる場になるのではないかでしょうか。

高齢者にとっても、お天気のよい日に公園に行くと、誰かに会えたり、子どもたちが遊ぶ姿を見たり、一緒に遊んだりすることができれば、元気をもらえるのではないかでしょうか。

村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

まず、村が管理します公共施設のうち、集会施設につきましては、昭和54年に大山公民館、昭和57年に農村環境改善センター、平成11年に北部ふれあいセンター、平成14年に西部ふれあいセンター、さらに平成18年に東部ふれあいセンターを地区のバランスを考慮した上で、それぞれ建設したところでございます。

今後におきましては、建設から40年が経過し、老朽化が見られる大山公民館の建て替えや子育て支援センターの建設、陳情がなされた南部ふれあいセンターの設置などの建設計画を、現在持っております。

ご承知のとおり、本村は地方交付税に対する依存度が高い自治体でありまして、経常収支比率を下げるために、経費の削減に現在努めているところでございます。

このため、先ほどの建設計画につきましても、交付金事業や国庫事業など有利な財政措置が行われるのを見極めている状況でございまして、本村の財政状況を考慮しながら、検討させていただきたいと思っておりますので、農村環境改善センターなどの既存施設を、今現在ご利用をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございます。

限りある財源の中でのやりくりは大変だと思います。すぐにとは申しません。既存の施設をふれあいセンターとしても利用できるよう努めたいと思いますが、数日前、興味深いニュースを見ました。連日、新型コロナウイルス感染拡大のニュースが流れ

ますが、そんな中、新型肺炎対策として、新・向こう三軒両隣制度を開始した企業があるそうです。これは、近隣に住む子育て中の社員同士がお互いに出勤日等を調整したり、在宅勤務中の子どものケアを分担したりするなど、サポートし合うネットワークの構築を支援するものです。

昔は当たり前だった向こう三軒両隣という言葉が最近ではあまり聞かれなくなりました。それに代わって、コミュニティという言葉が盛んに聞かれるようになりました。移住者が増えた地域では、地縁をベースにしたつながりが希薄であり、ますます地域のつながりの必要性を感じております。

もしも災害が起こったときに、消防や警察、自衛隊が直ちに全ての被災者の元へ駆けつけすることは困難です。そんなとき、高齢者や乳幼児、障害者、病人など、要援護者の安否確認や避難支援には、地域コミュニティの力が重要になります。

今こそ、普段からさりげなく見守り、支え合う地域づくりのためにも、ふれあいセンターの建設を求める住民の声として届けておきますので、検討していただきたいと思います。

改めて、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（菊地利勝）　　村長。

○村長（押山利一）　　2番議員さんにお答えをいたします。

今の村の公共施設の必要な施設について、今、総務部長が述べたとおりでございます。

今、言われるように、地域コミュニティ、非常に災害関係からも大切な時代に入っていますので、村の施策としては地域防災計画をつくって、そして例えば4区なら4区の中で地域防災組織をつくって、今言われたようなことで、地域がしっかりとそういう独り暮らしの方とか、そういう方を見守りながら対応していくという組織は、できれば令和2年度中に三、四か所、村内に先行してつくりたいなと、お願いしたいなというふうに感じていますので、そういう対応をしていきたいと思いますが、施設の面については先ほど部長が申しましたように、ご意見を伺いましたので、検討させていただきます。

以上です。

○議長（菊地利勝）　　2番。

○2番（渡邊啓子）　　ありがとうございました。

ちなみに、4区集会所の利用者数を過去3年間にわたって調べてみました。

年間延べ人数で約800名の利用があります。住宅の軒数も増え、手狭になっておりますし、4区だけでこれだけの利用がありますので、将来的にはかなりの利用が見込まれると思います。再度ご検討くださいますようお願いいたします。

それでは、最後の質問です。

民法改正後の大玉村の成人式は、どう変わるのかについて伺います。

民法完成に伴い、成人年齢が2022年4月から18歳に引き下げられます。成人式の対象年齢を何歳にするかは、それぞれの自治体に任されており、2022年には

18歳から20歳の若者が成人対象となります。

大玉村ではお盆の成人式ですので、就職活動や受験勉強に直接的な影響はないと思いますが、大玉村の成人式は、対象年齢を何歳にするのでしょうか。

また、もし18歳で行うような場合には、従来のように実行委員による成人祭を開催することが可能なのかを併せて伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長（作田純一） 2番議員さんにお答え申し上げます。

成人式は国民の祝日として、大人となったことを自覚し、そして自ら生き抜こうとする青年を祝い、励ますためというふうに意義付けられております。

本村でも、人生の大きな節目となる二十歳を迎えた方々をお祝いし、激励するため、毎年8月15日に開催しております。

本村におきましては成人式の後に、成人者たちが自ら企画、運営をする成人祭を開催しております。成人祭は、早い時期に実行委員会を立ち上げて準備を重ね、当日には先輩方の手伝いや、地元の企業や団体からも様々な支援をいただきながら自分たちの成人祭をつくり上げ、成人式に花を添える意義ある活動となっております。

民法改正によって、成人式が18歳に引き下げられることは、大玉村の大きな特徴である、今申しました成人祭の対象が高校生となることで、企画、運営が難しくなるということに加えまして、初年度は19歳、20歳を含めた3年分となりまして、実施上の諸課題も生じてくるというふうに考えてございます。

そうでありますが、成人式は、村挙げての行事でありますことから、今後、村の総合教育会議や社会教育委員の会議等で議論を重ねながら、対象年齢について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 今後検討を重ねるということですね。ありがとうございます。

過去に成人祭実行委員として成人祭に携わった方たちがどうなるのかなと心配していたので、この質問をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、2番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

11番押山義則君より通告ありました「大玉村第五次総合振興計画の策定について」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（押山義則） おはようございます。

11番押山義則でございます。議長の許しをいただきまして、令和2年3月定例議会一般質問を行います。

さて、中国武漢市を発生源とした新型コロナウイルスによる感染症の影響による社会不安、そして経済不安が世界中で大変心配されております。この大玉村地域に、あまり実害影響の少ないままに終息することを願うところでございます。

さて、今回の質問は今後10年間、2030年の大玉村の繁栄を目指すところの第

5次総合振興計画のありよう、併せて新年度に当たりまして、村長の施政方針に対して何点か質問申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

平成23年、第4次総合振興計画が策定されまして、それぞれ前、後期基本計画の下、この10年間の村の足取りを一議会人として見届けてまいりました。いろいろなことがあった10年でありました。第4次総合振興計画がスタートする直前には、千年に一度あるかなしかの東日本大震災、そしてそれを要因とする原発被災、それに伴った復旧、復興計画の策定や、そしてまた20年続いた村長の交代劇もありました。大玉村の歴史の中で、大きな動きのあった、私から見れば、言わば試練の10年間でもあったような気がいたします。地方分権改革の波の中、自立を選択した大玉村のあるべき姿を内外に示されてきた10年でもあったと大きく評価しております。

そして、この令和の時代を迎えまして、第5次総合振興計画、これから10年間、そして10年後の大玉村の姿を見据えた村づくり計画、これからも様々な形で地方分権改革などが進められる中、刻々と社会状況の変化がする中でありますが、地方自治体に課せられた課題は大変厳しいと考えております。

さて、この第5次策定に当たって、村長の新春の談話で、国連サミットで採択されたSDGs、いわゆる持続可能な開発目標の考え方を全ての項目に反映させる形で計画策定に臨みたいとのことであります。どのような整備計画となるのか、それぞれの戦略、プロジェクトの内容について、第4次、この10年間の歩みを検証申し上げ、改めて第5次計画策定に向けて、村長の考えるところの方向性を伺ってまいります。

特に、押山村政が100%携わってこられた後期計画の成果の評価を重点に進めてまいります。

まず、冒頭、村長に伺います。

第4次総合振興計画の最終年を迎えて、計画に対しての総評と申しますか、このおよそ10年間の歩みをどのような感想をお持ちか、それぞれ具体的に伺う前に、村長にとってどのような10年であろうとしているか、改めて伺います。

○議長（菊地利勝）　　村長。

○村長（押山利一）　　11番さんにお答え申し上げます。

まず、第5次総合振興計画につきまして、どういうものにするかということについては、令和2年度に入ってから総括をし、そして令和3年度からの第5次振興計画の策定に入るということですので、現時点では第4次総合振興計画については、まだ9年目ということですので、全体総括はしていないので、役場の業務としては前期5年が終わったところで6年目に総括をするんですね。それからあと、後期をつくるときに総括をするので、5年目に総括するんですね。今回は、まだ4年が終わっていない段階ですので、令和2年度で5年目を終わるということですので、今回はそういう意味でのまとまった総括というのは実施していないと。それはいつやるんだということになると、4月1日以降に、第5次の策定に向けての総括をしながら、第5次の計画に入っていくという段階ですので、少し早い質問だというふうに感じておりますので、総括は感想、振り返っての話になりますので、ご了解いただきたいと思います。

10年間、この9年前に3・11の事故がありまして、その後2年ですか、25年に引き継いで6年半が過ぎたということでございますが、その間大玉村の人口については増え続けていると、若干ですが。これもいろんな施策、前の村長の施策を引き継いだ子育て支援とか、そういう住宅政策とかということに引き継いできたものに加えて、3年保育とか子育て支援、新たに施策を加えたり、施設的にはちょうど原発の後のほぼ100%国の財源で事業ができるということで、屋内運動場とか、それから学校のエアコンをつけたり、それからアットホームの改修をやったりというようなことで、財源を使わせていただいて、大玉村の財政規模ではなかなかできないような整備をしっかりとさせていただくことができたということは、原発の大きなマイナスを、その後の国の政策を、これは利用させていただいて、村の基盤をしっかりとつくらせていただいたのかなというふうに感じているところでございます。

これからは、箱物についてはしっかりと国の政策を見据えながら、有利なものがあれば進めていくというふうに方針をしておりますので、できるだけソフト面で充実したものにしていきたいなというふうに感じております。

人口がいつまでも増え続けるわけではありませんので、その辺についても、これからを見据えながら進めていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

今回、来年度からが最終年度ということは理解しておりますが、あえて村長が新春の談話で、第5次総合振興計画に向けての策定の考え方を示しておられたので、今回の質問を設定いたしました。

質問の設定の中で、段階的な形で、今の段階での結論、結論とは言いませんが、中間発表の形でもよろしいので、それぞれ伺ってまいります。

それでは、戦略プロジェクト、主に第5次総合振興計画の中で示された部分なんですが、その中身から具体的に伺ってまいります。

まず、産業の復興創生からということで、初めに農業、営農支援について伺ってまいります。

営農支援については、端的にこれまでの歩みが分かりやすいところから、それぞれ掲げられました数値目標、認定農業者の数とか法人数とか、耕作放棄地の解消などについて、これらの今の段階での達成状況、これどのように成果について評価されておられるのか、まず伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

営農支援の状況について、この数値目標に対する現時点での状況をというご質問でございますが、まず認定農業者数であります、26年度が90人に対しまして、現時点で91人の認定農業者の方になります。これは途中、100名を超した年もあつ

たわけですが、その年度によっての変動というふうなことと捉えてございます。

農業法人数につきましては、26年度実績9法人に対しまして、現在11法人でございます。

それから、利用集積が図られた農用地の割合、26年度が7.1%に対しまして、昨年度農業委員会が行いました農地パトロールの実績ですと、約10%の集積率というふうな状況でございます。

さらに、耕作放棄地の面積でありますと、26年度118ヘクタールの耕作放棄地でありますと、これにつきましても、農地パトロールの結果、現時点で72.4ヘクタールというふうな状況でございます。

林業経営体制につきましては、22年度農林業センサスにおきまして、18経営体でございましたが、27年度の農林業センサス、こちらの段階で、6経営体となってございます。これにつきましては、長期的な国内産の木材需要の低迷に加えまして、原発災害以降の森林除染等々の状況、さらには特用林産物の需給動向等々が影響しているのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧にありがとうございました。

この5年間の中で、集落営農の形も生まれました。農家の皆さんがなかなか踏み切れなかった状況で、行政の支援が強く後押しできた成果と評価いたします。また、農業法人、それから中小農家への支援も万全とは申しませんが、村民が理解できる充実した施策展開ができるなどをやつてきた、そういうふうに感じております。

ただ、耕作放棄地の解消は、まだ形としてあまり見えていない、そういう意味では課題がまだ山積しているのかと思っております。私自身もこの間、農業委員なども経験し、猫の目のように変わる農政に取組の難しさ、それは感じております。

ただ、しかしながら、農業は大玉村の基幹産業であります。持続可能な農業を支えるための施策展開が進展されること、これ施政方針でも示されました。後の質問でも触れますが、農業振興公社の設立の企画も大きな期待を寄せるところであります。大玉産米のブランド化に向けた取組に併せて進展を期待申し上げるところであります。

それで、第5次の形としては、できれば今後の第5次の計画の立て方、また改めて数値的な目標でいかれるのか、それともまた、さらに進化した具体的な施設とかを盛り込んでいかれるのか、伺いたいところなんですが、担当部長、そういう考えはどのように考えていらっしゃいますか、伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

先ほど村長申し上げましたように、現在、まだ第4次総合振興計画後期基本計画の実施途中でございますので、総括的な部分、これについては、まだ早々であるかなというふうには考えてございますが、第5次総合振興計画におきましても、大玉村の農

業、やはり持続的な農業経営、これの継続、これを図れるということが一番肝要ではないかというふうに考えてございます。

これらに向けての政策について第4次総合振興計画で行っております事業についてもいいものは残していく、また見直すべきものは見直していく、そういった基本的な考え方の下、必要があれば数値目標なども設定しながら、計画策定に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

最初、村長にくぎを刺されましたんで、進め方が何か難しくなりました。

改めて、次の産業振興センターについて伺ってまいります。

公設民営化、村づくり株式会社の創設で、直売所の新設、それから農家レストランの充実が図られ、生産農家、そして一般村民、それから訪問客との結びつきが理想の形ができつつあります。加工品の開発はまず一歩といったところと感じておりますが、これまでの事業成果の評価と併せて、これから企業戦略の方向性、どのように誘導なされる考えなのか、事業成果のほうは数値的なものと、それから総合的な評価、それらの部分で評価と考え方について伺ってまいります。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

産業振興センターを拠点といたしました展開についてのご質問でございますが、第4次総合振興計画後期基本計画につきましては、特に主要施策として産業振興センター運営事業というふうな中で、産業振興センターを拠点とした販売拡大イベントの継続実施、さらに新鮮な農産物、農林産加工物の加工品の販売を促進していくと、新たな直売所の建設と加工場及び農家レストランの設置による機能拡充ということがございます。

これらにつきましては、先ほど村長申し上げましたように、新たな直売所の建設に伴いまして、農家レストランの併設というふうな部分も含めまして、村としてこの部分の主要施策、これについては達成できたんではないかと、併せて公設民営とすることによって、さらに経営というふうな視点も加えて、直売会の方々と歩を一つにして進めていくというふうな点で、大きな成果を上げられたんではないかというふうに総括的には考えてございます。

具体的な数字でございますけれども、今年度あだたらの里直売所におきましても、1月末の時点でありますけれども、売上高が2億円を超しまして、2億2万7,870円の売上げというふうなところとなったところでございます。

これにつきましては、前年対比で、前年1年間で2億3,900万というふうな売上げでございますので、今年度につきましてもほぼ前年並み、この新直売所と比較いたしますと、売上げが全てはございませんが、大きな成果を上げているというふうに考えてございます。

さらに、農家レストランにつきましても、前年度3,330万ほどのお食事処たまちやんで売上げでございますが、今年度1月末現在で3,533万というふうなことで、既に前年度の売上げを上回っているような状況でございます。当然、売上げ対原価の部分の考察も必要になりますが、これにつきましては、管理を委託いたしております村づくり株式会社のほうと十分に協議をいたしながら進めているところでございます。

運営につきましては、今ほど申し上げましたように、指定管理というふうな形でございますけれども、村がどういった形で直売会への支援であったり、それからイベントの開催、そういうものを支援することによって、村一体となってこの産業振興センター、これを4号線沿線という好立地を生かした、中通りでも有数のやはり拠点にしていくのが村の進め方ではないかというふうに担当として考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

この公設民営化、村づくり株式会社の在り方、これは村長に伺いたいんですが、村民の理解をどのように感じていられるのかということなんです。スタートして間もない新会社に現実を多く求めるのは、無理と考えておりますが、今後の整備計画の中での位置づけは大変重要な位置にあると考えております。あらゆる角度から大玉村の情報発信の核となる事業であります。しっかりと運営を求めてまいりたいと思うところなんですが、将来構想も含めまして、その現在の村づくり株式会社の在り方、村長の評価と言ったら失礼な言い分、言い回しなんですが、どのように捉えておられるのか伺ってまいります。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

公設民営については、もうこれは当然のこととございます。全国で、直売所のようなものとか、それからアットホームのようなもので、直営でやっているところは、まず皆無でございます。福島県内でも全て公設民営になっているということですので、何度も繰り返しになりますが、官でやる場合のああいう収益施設については、運営は非常に難しいということで、民の力で運営をすると、サービスは向上するということですので、村民が株の7割の350株、350の方に買っていただいて、村が3割出資をしているということで、株式会社として村づくり株式会社を設立をさせていただいたわけですが、この運営についての評価ということになりますと、本当によくやっているとしか言いようがありません。役員6名につきましては、ほぼ無報酬でボランティア、ガソリン代程度しか出しませんので、月1回の取締役会を開いて運営をしていただいているということですので、大変頭の下がる思いをしております。

そして、産業振興センターについても、経営的にはとんとんでしょうかね。とんとん少し、じゃ、赤字になれば会社がもちろんなってしまいます。あと、何とかとんと

んになっていると。そのほとんどが直売会おおたまで野菜等を出している方に、83%については行くわけですので、あと村外からも出している方については、手数料を若干多めに出していただいているということですので、アットホームについては指定管理ということで、指定管理料をお支払いをして、管理をしていただいているということでございますので、評価としては、本当に大変運営の面から職員がしっかりと給料等支払って生活の給料を支払うのは当然でございますが、運営主体のほうについては、大変ありがたいなというふうに感じているところでございます。

村民の理解については、株式会社を立ち上げる時点で、株の募集をした時点で、その会社の性格とか、それから公設民営については何度も何度も繰り返しお知らせをしましたので、十分理解はしていただいているというふうに感じておりますが、一部理解をいただけないところもあるようですので、これから会社と一緒に、やはり公設民営とは何ぞやということと、それから村民株式会社はどういう組織かということは、しっかりとまた、伝えていかなきやいけないなというふうに感じております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

産業振興センター、これは大玉村の中の存在として、振興センターとして守っていかなきゃいけない部分ですか、伝統とか文化とか、それから常に進化はしなきやならない世の中のニーズに合わせたサービス的な部分、また、これから大事なのは携わる人材の育成なんだと思います。先ほどちょっと触れましたが、農業振興公社、そういうのをどういうふうな進展がなされるか分かりませんが、それらと共同企画されるような方向づけ、それからIT化と申しますが、キャッシュレスと、私どもにとって未知の世界がこれから世の中訪れようとしています。これから10年、第5次整備計画の中に思った考えなんですが、その辺りの理解、そしてその中にSDGs的な考え方、これをどのように捉えておられるのか、担当、理解しておりますたら伺いたいなんですが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

SDGsとの関連というふうなご質問でございますけれども、まだ具体的にはSDGsの、この17の目標のうちのどれかというふうなところでは、現在まだ担当いたしましては、ここにこれをというふうな部分ではございませんけれども、この中にはあります住み続けられるまちづくり、あるいは全ての人に健康と福祉と、そういう部分をやはり重視しながら進めていく、こういった必要があるのかなと。さらには、産業と技術革新の基盤をつくると、こういった部分、これらの視点も産業振興センター、こういったところでの視点も必要なのかなと。そういったところでございまして、これからこの部分につきましては、計画策定と一緒にどういった部分をどう17の目標、あるいはそれぞれの開発目標に当てはめていくか、これについても検討してまい

りたいと担当として考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

大変難しい質問でございましたが、明確な答弁ありがとうございました。

次に、アットホームおおたまについて伺います。

計画ではなかったリニューアル改装がなされまして、念願であった公設民営化の実現、それからこれは補助金制度の有効活用、大いに評価申し上げたいと思います。

今後の多角的な運営手段に期待するところでございますが、ただ考えなきやならないことは、この事業、誰が担っても厳しい経営環境にあると考えております。今後もしっかりと支援の必要性を感じております。私は、支えるべきことはしっかりと支えて、村として、そして本来の目的である村民の保養、健康増進の役割、また大玉村の観光の拠点として戦略的位置づけを願うところなんどございますが、改めて考え方を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

先ほどお話ししましたように、産業振興センターについては独立採算でやっていたいんでいるということで、あとはグラウンドの除雪とか広場とかについては委託をしていないので、その管理費については村のほうで、トイレ等についても当然これは管理料を支払っているという状況ですが、アットホームについては、今まで赤字でした。これは皆さん、決算でお分かりだと思います。500万から多いときは1,000万の赤字が出ておりまして、それから約800万から1,000万の職員を1名派遣しておりました。そうすると、最低でもアットホームおおたまを運営するためには1,500万の赤字は、職員を引き揚げますので、覚悟をしていかなきやいけないということで、1,500万の赤字を最初から分かっていながら引き受ける公設民営の会社はございませんので、これについては指定管理、公設民営の約束事でございます。その部分については、指定管理料としてお支払いをするというのは約束ですので、今回の場合は1,500万の指定管理料をお支払いをしたと。

本来は、指定管理料1,500万払うと、それは例えばそのうち半分しか使わなくとも、半分は会社のほうで収入として取っておいていただいて結構なんですが、どうもその村づくり株式会社については、余ったら返せよと一部いうようなお話で、経費も1,000万までいかないぐらいの赤字で済むんじやないかと。赤字というか村の出資で済むんじやないかということで、大変検討していただいておりますので、その分については、一部お返しいただけるということのようです。

新年度予算にも上がっていますが、半分の約800万という金額が載っておりますので、かえって指定管理をお願いするほうでちょっと心配しているところでしたが、ここに来てこのコロナウイルスの関係で宴会がほとんど、これは日本全国ですが、キャンセルになっているということですので、アットホームに関しましては、当然、赤

字部分については補填をするということは契約上の約束でございますので、ただこれは、ぜひ少しでも減らしていただく努力は、当然公設民営ですから、頑張っていただくということになります。

そして、目的は先ほど議員さん言われたように、村民の保養、それからあと重要な観光施設としてあるわけですので、これについては、しっかりとその目的は果たしていただきたいなと考えています。

産業振興センターにつきましても、直売会の野菜を売るだけではなくて、村のプラットホームとして、外部に大玉村をPRするのに非常に効果があります。テレビ、マスコミ、新聞等で大きく年間を通して取り上げていただいておりますので、そういう金銭面でカウントできないような大きな効果もあるということも併せて、これからも期待していきたいと考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

今年度の予算で指定管理料半減となりました。大変喜ばしいことなんですが、私はむしろ、この村づくり株式会社のさらなる強化、それを図っていただいて、村づくり株式会社の万全の体制づくりを願いたいと考えております。

あとは、もう一点は、村民の福祉の向上という形からなんですが、現在の話なんですが、例えば今、我々の担当している老人クラブとか何かの役員やっている関係で、大変気になっているんですが、どうしてもアットホームの値上がりの部分も含めまして、例えば総会なんかに参加する人も、今まで約2,000円か1,500円の会員の負担で済んだものが3,000円にさせないと、総会が開かれれないような状況になっています。やっぱりそういうこと、最近の高齢者の懐具合、年金の目減りとか、介護費の上りとか何かで大変厳しい事情になっております。そういう面から、村民の福祉の向上ということで、もう少し一考願いたい。それで、村づくり株式会社の充実は、幾らお金使ってもとは言いませんが、そういう形で予算を減らせばいいということじゃなくて、充実していただいて、そしてそこで、村民の福祉の向上が一番の目標に考えていくっていただきたいと。これはあえて答弁を求めませんが、要望で、答えられますが。よろしくお願ひします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

村づくり株式会社についても、いつまでもずっと経営者のボランティア、数字を申し上げますと、社長が年報償5万円、その他の5人の役員が3万円ということですので、先ほどガソリン代相当と言いましたが、月1回集まるのにはガソリン代にもならない、本当のボランティア。週1回役員会を開いて運営のいろいろやっていただいているんで、本当に持ち出しでやっている状況、これがいつまでもこういう状況ではいけませんので、当初3年から5年ぐらいは手探り状態が続くだろうということになりましたが、思った以上に売上げは伸びておりますが、やはり逆に言うと職

員の採用、雇用が非常に当初の2倍、3倍の雇用が創出されていますので、その辺の人事費がやはりかなり大きくなったり、施設が大きくなっていますから冷暖房とか何かも前とは比べて全然多くなっているということで、支出経費が大変多くなっているということもありますので、その辺も含めて、現時点では独立採算でやっていただくということでありますので、もう少し今の体制で、大変申し訳ないんですが、お願いをしたいというふうに考えております。

それから、あともう一つ、村民株式会社は、当初500株発行しました。350が一株3万で村民の方に買っていただいて、30%、150万を村が出資。ただ、定款上は1,000株まで発行できるというふうになっていますので、基盤強化という面で考えると、やはり増資ということは可能です。ですから、経営等について、今回のコロナとかいろいろな問題で厳しくなれば、やっぱり増資という形で改めて村民の皆様に株を買っていただいて、村と村民の皆さんでの会社という部分についての基盤整備ができるのかなというふうにも、必要になってくるかなということも考えております。

それから、高齢者については、健康管理事業、アットホームは1泊でも3人以上で泊まった場合は、利用した場合は補助金を上げましたので、この部分については補助を強化しました。

それからあと、公設民営になって料理がどうのこうのということになりました、1月から非常に料理が評判がよくなつておいしくなつたと、あの料理どうしたんだという声は今年に入ってからは1件も私の耳には聞こえてこないということがありましたので、そういう面で考えていくと、若干材料は今までよりもいい物、高い物を利用するということになります。そして、できるだけ今まででは安い物ということで市場とか業者から仕入れた経過がありますが、村づくり株式会社が同じく経営することによって、できるだけ地産地消で村内の物を使うというふうに方針も切り替えていただきましたので、材料、仕入れ時が若干高くなっているということが、その懇親会やったりするときに若干高めになっているという部分ですので、これについては去年から補助を考えてくれという要望が多く私ほうに届いておりますので、これについては当初予算には反映しておりませんが、できるだけ早い機会に、村内の高齢者に対する補助引上げというのについては検討したい、実現に向けて検討したいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 大変うれしい答弁、ありがとうございました。

アットホームについては、村民の福祉の向上が第一の政策の基本であるべきだと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

「日本で最も美しい村」について伺います。

これ、端的に伺いたいんですが、それぞれこれまでポケットパークの設置や名倉山の登山道の整備、それからいぐねの存在や伝統芸能の継承、それぞれ頑張ってこられたと思います。

それで、伺いたいのは、「日本で最も美しい村」であり続けるためには、どのような政策展開をなされていかれる考えなのか伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝）　　村長。

○村長（押山利一）　　「日本で最も美しい村」については、5年経過して昨年再審査を受けて合格ということで、またあと5年継続できるということですが、「日本で最も美しい村」連合に入らせていただいた目的は、大玉村が脈々と引き継いできた大玉の景観、自然、それから民俗芸能等のそういうもの、それから昔からある守るべき行事とか、コミュニティとか、そういうものを守るための手段としてこの連合に加盟をさせていただいたということでございます。

ですから、具体的にこの連合に入ったから何かイベントをするとか、そういうものではなくて、日常的にこれを意識しながら、役場職員も村民の皆さんもいろいろ日常生活を送っていただければというふうに考えています。

ですから、役場で何か計画する場合も、「日本で最も美しい村」、大玉なんだということを意識しながら、その施策に反映をしていただく。ですから、今回の太陽光発電に関する規制に関するものについても、当然その「日本で最も美しい村」という意識の中で、大玉村の最大資源である景観とか、自然環境を守るということをこの連合に加盟したことを意識をしながらやっていくと。それから、農業を守るということも、これSDGsに関わることなんですけれども、農業を守るということも当然、耕作放棄地を出さないというのは、美しい村を維持しましょうねということの考え方と連動していくと。子どもたちの教育もそうです。貧困についても、給食費の問題も貧困との絡みということで、全て「日本で最も美しい村」連合の理念を政策のほうに生かしていく、そして村民の皆様にも、それを意識しながら生活をしていただくというようなことが目的で、これに加入したということでございます。

以上。

○議長（菊地利勝）　　11番。

○11番（押山義則）　　ありがとうございました。

「日本で最も美しい村」、これを前面に出した施策展開をなさることで、そういう意味では、目標が少し見えているような、そういう気がいたします。

この問題に伴いまして、項目の中にはあります歴史と文化を活かした村づくり、それから宿泊機能の充実促進とか観光力のアップがこれはプロジェクトの中に掲げておられましたが、ちょっとあまり進化は感じられなかったのですが、これらについて今後の取組については、さらなる工夫が必要かと感じております。

それぞれ考え方お持ちでしたら、それぞれ伺っておきたいのですが。

○議長（菊地利勝）　　村長。

○村長（押山利一）　　再度お答え申し上げます。

歴史、文化につきましては、教育委員会のほうで今取り組んでいる「おおたま学」というのは、一つのまとめとして、大玉に関する歴史、それから文化を総合的に大玉を学びましょうと、知りましょうということで、あと1年以内ぐらいになるかな、冊

子として配布できるだろうというふうに、頒布できるだろうというふうに考えておりますので、そういうものについては、しっかりとまとめていきたいなと考えております。

それから、宿泊については、大玉の宿泊施設というのはご存じのとおり、金泉閣とかゴルフ場とかございますが、そこに対する優遇策も今、検討をしております。固定資産税を軽減する方法がないかというようなことも、近隣の市でもそういう施策を実施しておりますので、村としてもやはり観光の面も含めて宿泊をする、そういう事業者に対する支援というのも考えたいというふうに思っております。

それからあと、地域おこし協力隊を産業のほうに配置しておりますが、これも空き家対策とか、これが一段落すれば、民泊のほうにも取り組んでもらおうかなというふうに、農家民宿に取り組んでいただくということも、その先には考えておりますので、これからはやはりしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

これらの項目は、どこの自治体でも取り組んでいることなんですが、なかなかうまくいっていないというのが現状だと思います。

大玉村のような位置づけの中では、また、なかなか大変な部分があると思いますが、頑張っていただきたいと思います。

生活面から伺ってまいります。

定住促進プロジェクト、これは想定以上の成果と捉えております。村内地域によつては、新住民の割合が上回った地域もあります。その上で、大いなる田舎、この情勢には、私は地域のコミュニティの進化が必要だと考えております。

先ほどの質問者からも拠点整備の生かした地域づくり、そういう質問がございました。そういう意味で、改めて地域づくりのための政策の強化を求めたいと思いますが、大いなる田舎構想といいますか、その原点に返った政策展開をこれは願ってきたと思います。いろんな形でこれからも、今まで当局から説明いただいてまいりました。

今後の考え方を伺いたいんですが、人口9,000人の村としての位置づけができたんだろうと思っております。少子高齢化の時代であります。この状況を続けることが可能と考えておられるのか、また、はたまた縮小の変化の時代が訪れると考えておられるのか、これは見極めが大切になっていると思います。

その辺りも含めまして、この定住促進プロジェクトの今後の考え方を伺いたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

村の人口は、人は活力の源ということで、前の村長の時代から人口増加政策を村のメインの事業として実施してまいりましたわけですが、これについては現在、推計人口が

9,000人まで増えたということでございますが、どこからそういう人たちが来ているのかというふうに考えると、ほぼ近隣なんですね。この管内から大玉のほうに入ってこられていると。そのきっかけは何だということになると、やはり平成の大合併も大きな要因であろうと。それから、あと、原発事故による避難地域からの方が多く大玉に住まわれているということ、それからあと、今までやってきた定住促進に関する努力、住宅政策、そういうものが相まって大玉の人口が増えてきているんだろうというふうに感じていますが、そのうちの原発による住宅移住については、そろそろ収まったかなということと、近隣の管内郡山からもかなり来てきますので、この近場から大玉のほうに定住していただいている方たちについては、ほかの市町村も、なぜ大玉は人口増えているんだということを調査したりなんかした結果、同じような事業展開を、住宅作ると補助金を出したりということで、やはりそういう努力も前よりもかなりされておりましますし、大玉よりも建設的に条件のいい提案をしているところもございますので、これについては横ばいなのかなと。ですから、3つの従来のものと、3つの要素の中の1つはほぼ終わったと。1つは大体、平準化してきたと。なると、やはり3つのうちの2つについては、あまり定住化については期待できなくなっているなということですので、あと、最後の従来から続いている定住化政策、それから子育て支援とか、そういうものについて、より充実をさせていくということも非常に大切だろうというふうに感じています。

あともう一つは、やっぱり住宅造成予定地の基本的整備は、村が道路とか入れるということで、今取り組んでいる事業事案が相応寺の裏等にございますが、そういう形で、宅造の条件整備を積極的にやっていくということによって、何とかこれからずっと増やしていくというよりは、やはり将来的には、この人口を維持していくということがメインになるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） これは日本国どこで考えても、一番難しい村を維持していくための政策展開が一番大事だと思っております。

これらも無理することなく、やっぱり私は政策展開なされていくべきだと思います。あまり過度なコマーシャルもセールスも決して地域づくりの中では、いろいろ難しい問題も出てくると思いますので、その辺を見極めて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、横堀平地区について質問設定いたしました。

復興公営住宅としての富岡町民との連携は、うまく進展できたと考えますが、これは当初の基本計画になかった政策展開となりましたが、仮設住宅跡地の活用を含めまして、それから、もう一つある意味で心配しているのは、コミュニティ広場の活用、これはうまく村民の皆さんのが利活用できるような、そういう土地利用の計画充実というか、その辺が求められていると思います。

何か別天地みたいな形になっている状況もございますので、その辺も含めまして、

考え方伺ってまいります。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（館下憲一） 11番議員さんにお答えいたします。

横堀平地区の応急仮設住宅の跡地につきましては、現在、工事のほうがほぼ終了しまして、更地となっているということでございます。

昨年からいろいろ地域おこし協力隊の方も交えて、検討プロジェクトチームをスタートさせまして、いろいろ検討してございます。今まだ完全に終わってはいないんですが、中間的にこれから村の取組の一つでもあります再生可能エネルギー関係のそういういった学習できるような、そういう施設とか、それから福島大学と今、食農学類といろいろ調査研究を進めているもののさらに、例えば小水力発電ができる電力を活用した温水、温められるハウスでの、何か新しい村での農作物の調査研究であったりというようなものも、プロジェクトの中で今、話し合いをされている中身でございます。

それから、今回のそのコロナの関係もございますが、子どもたちの遊び場をどう今後していくか、先ほど議員さんの質問にもありましたそういう公園とかどうなのかなということで、そういう部分、幅広く利用していただける、また学習していただけるというような、そういう目標を持って、今、プロジェクトチームのほうで進めしておりますので、そういう内容を村長のほうに答申して、事業のほうを推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

これについては、いろんな取組をなされているようでございますが、大玉村で平たん地で有益な広大な面積でありますので、ぜひ有効な活用を図っていただきたいと思います。

それから、項目にありました国道4号線沿線の都市的土地区画整理事業、これはちょっとスローモードな展開と理解しております。なぜ進まないのか、反省点も含めまして伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

国道4号沿線の土地利用についてでございますけれども、これにつきましては都市計画的な考え方ということで、用途指定等も検討してまいりました。これらの中で、この用途指定につきましては、二本松本宮都市計画域内の枠組みでということで、以前、一般質問でも他の議員さんにお答えしたかと思いますが、本村の人口フレームから見て1.2ヘクタールほどの用途指定になってしまふというふうな結論でございました。

その後、様々な検討を加え、青写真を描きというふうなところでございますけれども、最大のハードルになりますのが、やはり農振農用地の除外、さらに第一種農地と

いうふうなところから、この農地転用、これらを図るために業種が限られる、手続に膨大な時間がかかる、労力がかかるというふうなことで、企業さんもかなり問合せ、引き合いというふうな形でおいでになるわけですが、なかなかこの部分のハードルが高いというふうな内容となってございます。

これらにつきまして、今後でございますけれども、農工団地の整備を行った場合、あるいは区画整理等の手法と、こういったものも含めて、検討を進めてまいりたいというふうな状況でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

第5次計画に向けての大きな課題だと捉えております。頑張ってください。

再生エネルギーの普及、促進について伺います。

太陽光発電施設設置に関する条例整備がなされました。ゴルフ場での太陽光ストップはタイムリーな展開だったと理解しております。

ただ、この条例設置によりまして、業界からは大玉村は厳しいという印象が生まれております。条例の趣旨を理解される政策誘導を願いたいんではありますが、今年度、蓄電池の補助がされるとか伺いました。

これ、この補助について、どこまでの進展を考えての施策なのか、改めて伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

家庭に上がっている10キロ未満の太陽光発電については、間もなく今年に入って一番最初に設置した方が10年を迎える。10年を迎えると、そのころ多分、38円とか42円とかで固定価格で10年間買っていたわけですが、10年たつと7円とか8円になってしまふということです、新聞等によりますと。そうすると、これは買上げをしてもらえない、その値段では。ほとんど売っても金にならないということですので、だって買うお金より低いお金で売らなきやいけないと、逆ざやが出てします、10年経つと。だったら、蓄電池を入れて、ためて、そして夜使って、その電力の使用量を減らすということになると、電力から買う値段で売っていると同じだけの効果があります。

ただ、蓄電池に当然、お金がかかりますので、その分について、蓄電池の購入について助成をしたいということで、つかみで予算を取りましたので、これから蓄電池の性能とか、どの程度を基準にするとか、まだ少し高いですから、しっかりと調べてから1基当たり幾ら助成をすると。呼び水ですから、かなりの金額を出したいとは思っていますが、太陽光発電自体は10万から20万に引き上げました、屋内は。ですから、その辺を目安に検討したいなというふうに考えています。

ですから、家庭用の10年を超した10キロ未満についての蓄電池助成というふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 大変進歩的な政策だと思いますんで、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の項目に入ります。

コミュニティ・スクール、それからおおたま学園による一貫教育と、そして幼稚園の3年保育と、様々な観点からその教育効果、既に立証されたのかなと感じております。教育行政は絶えず進化が求められますが、これ今後の整備計画においてどのような教育環境の充実が考えられるのか、これちょっと時期尚早なのかもしれません、村長、教育長の夢をお聞かせ願いたいんありますが。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 11番議員さんにお答えします。

基本計画が今年度で終了します。来年度に向かって、村の方針等々とすり合わせをしながら、それから国の考え方、県の考え方等々を基にしながら、これから計画を立てていきたいと思いますけれども、夢と言ったらどこまでが夢なのかあれなんですけれども、大玉の大きな特徴としましては、23年度から開始しましたコミュニティ・スクール、これが大変大きな役割を持っていると思います。それと併せて、幼小中の一貫的教育というようなこと、これがセットになっています。非常に特徴的なのは、小学校、中学校は結構多くありますが、幼稚園もコミュニティ・スクールを導入しているところは、いまだ少ない状況にあります。そんな中で、大玉はコミュニティ・スクール委員さんたちには負担をかける部分があるんですけれども、全て見ていただいて、そしてその教育の中身について、それから方向性について、地域の方々、CS委員を中心地域の方々と、それと学校が共有できているというようなことが大きな特徴なのかなと思っています。

幼稚園3年保育が始まったものですから、その3年保育をさらに充実させていきながら、それを小学校につないでいくと。そういう幼小中のつなぎというようなことが、これから教育ではすごく大事にされていますので、そのことを重点的に考えていきたいと思います。

それからもう一つは、学校と地域の方々が連携して、俗に言うボランティアですね、ボランティア、それを活用してというようなことをよく言われるんですけれども、私はボランティアの活用という言葉じゃなくて、地域人材の活用というふうに言っていますけれども、その人材の材は、材料の材じゃなくて、財産の財だというふうに思っています。

それから、活用とよく言うんですけども、それは活躍だというふうに思っています。なぜかといいますと、ボランティアでいろんな活動をしていただいた方々にも新たな学びが生まれてくる。学びの還元と循環、循環と還元という言葉を使っているんですけれども、そういうことをキーワードにしながら、これからの大玉村の教育を考えていきたいと思っています。

日々刻々と情勢は変わっています。学習指導要領が新しくなってきてというようなこともありますので、そこの基本的な理念であります社会に開かれた教育課程ということを念頭にしながら、来年度から始まる小学校の完全実施、それからその次の中学校の完全実施、その中に社会に開かれた教育課程という理念を大事にしながら、今、学校と一緒に教育課程をつくっていますので、そんなことを大事にしながら教育を進めていきたいなど、そんなふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

コミュニティ・スクールの制度等について、今、教育長が申し上げたとおりですが、私は、昔の学校というのは治外法権で、学校は校長以下先生方に任せておけばいいんだという風潮が長く続きました。それでは駄目だということで、地域で一体となって子どもたちを育てるという制度をつくるなきや駄目だということでコミュニティ・スクールの導入に至ったということですが、一番理想とするのは子どもはどこでも育つということがベースになります。学校で学ぶもの、社会で学ぶもの、家庭内で学ぶもの、それぞれ子どもは全ての場所で育つということをやっぱり限定に考えた場合には、村全体が全ての場所で子どもたちの育ちについて関わっていくというような村であればいいなということを理想として考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 追加。

教育長。

○教育長（佐藤吉郎） すみません、村長さんのお答えを待つためにちょっと大事なことを残しておきました。

3年間指定受けました地域学校協働活動事業というのがあるのですけれども、それをコミュニティ・スクールと一体となって、両輪として捉えていきながら、地域との連携、地域の活性化、そんなことも含めて、教育の在り方を考えていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（菊地利勝） ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時40分といたします。

（午前11時23分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時40分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 引き続き、11番押山義則の一般質問を許します。11番。

○11番（押山義則） では、引き続きまして、国内外交流について伺います。

マチュピチュ村との交流、これ情報発信効果は十分果たされた事業展開であったと評価します。補助制度の有効利用、それからマスコミの有効活用を図った事業展開は、村長ならではと思っております。

ただ、一点、これに関連して野内与吉資料展示室の改善センターの使用、これ村民の間でも問題視されております。ふるさとホールへの移管を図るとか検討が必要かと思っておりますが、改めて別な対応は考えられないか伺っております。

そして、それから私なりの捉え方なんですが、ペルー共和国に対しての認識なんでございますが、私はちょっと偏った見方を感じてまいりました。確かにペルー共和国、生活格差はありますが、思想や教育環境とか歴史観、私から見ればしっかりした国だと思っております。いろんな意味で支援とかそういう形のことも言葉で聞かれましたが、その辺りについて、私から言わせれば本当に世界地図を鳥瞰するような施策展開を願いたいところなんあります。

2つのこと併せまして、今後の取り組み方、考え方を伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

ペルー共和国との関係につきましては、村長が替わりまして、日本の常識だと自治体対自治体が協定を結んだ場合には、首長が替わってもそのまま同じく引き継ぐのが普通なんですが、あちらはやはりお国柄が違いまして、村長が替わったら、今度村長が替わった時点で今後の方針は改めて話し合いましょうねということなんですね。取りあえず、一旦交流については中断をすると、中断状態です。ということは、お会いしましょうねということですが、そのお会いする具体的な方法というのはまだ検討していませんが、今回ホストタウンになったことによって、ペルー共和国のオリンピック委員会、パラリンピック委員会の役員の方について、事前に大玉に5月か6月に来ていただいて、応援の仕方とか、事後の交流の仕方の打合せを、前、副村長が東京に行って、その方たちと東京で打合せはしておりますが、今度は大玉にペルーから来ていただいて、委員長とか来ていただいて、大玉を見ていただいて打合せをして、住民の方と交流していただくという計画があります。これは、特別交付税の補助がございますので、交付がありますので、そのときにマチュピチュ村長と一緒に呼んだ場合でも、一緒に来た場合はオリンピック関連ということで、特別交付税の措置の対象になるということですので、今、ペルー共和国のほうのオリンピック委員会と連絡を取っています。来るということになれば、マチュピチュに連絡をして一緒に来ていただいて、今後の方針について話し合いをすることになれば、継続ということになるんだというふうに考えていますが、今そういう状態で少し中断をしているので、ここ議場に掲げたペルーのものとか、取りあえず中断しているにもかかわらず、同じ状態というわけにはいきませんので、一応撤収をしたという形になっております。

それからもう一つは、今言われた資料館についても同じことです。一旦、今中断ですので、資料館も2月いっぱいで閉館をしていただくということで、できれば3月中に取りあえず一旦片づけていただくと。ただ、ちょっといろいろありますから、急に3月いっぱいで片づけると言っても、実際は無理かもしれませんので、できるだけ早急に、一旦撤収をしていただくと。

その後のことについては、マチュピチュ村との関係で話し合いが終わって、またやり

ましょうねというときに、そこをまた再度お貸しするか、今度は自分で見つけていただくかは、その時点でもまた検討したいと。ですから、4月になるか、5月になるか分かりませんが、その時点では一般にまたあの部屋を使っていただくというような方向性であります。

村としては、野内与吉さん、偉大なるマチュピチュ村をつくった先達ですので、村として野内与吉さんの資料とか写真を集めて、ふるさとホールにそういう展示のスペースが確保できれば、コーナーをつくっていくということで、野内与吉さんを村のほうで資料展示するという方向性について、これから親族等にお願いをして、写真とか資料を持っていれば寄附、寄贈、またはお貸しいただきたいということで進めてまいりたいというふうに考えています。

ペルー共和国の認識云々のお話がありました。これは、日本と同じような状況にあるのは、リマの市街地とかクスコはそうではありませんが、我々行って教育事情も聞いてまいりましたが、非常に貧しいんです。ノートもない、パソコンも一台もないと、学校には。そして、子どもたちが、ここで言うと名倉山の陰から朝、早朝に歩いて帰ってきて、玉井小学校だったら玉井小学校に通うというような、そういう教育環境なんですよ。ですから、子どもたちは学校がないので、午前中は、例えば役場が学校だとすると、午前中は大山地区の子どもたちが来て勉強をする、そして午前中で帰って、午後からは玉井地区の子どもたちが学校に来て勉強するというようなものが全土、今のペルー共和国の都市部以外のところではそれが通常だということで、非常にそういう点では、教育については苦慮しているというようなことを聞いておりますので、今回もマチュピチュ村の周辺の小学校、中学校には文房具も不足している、パソコンもないというような状況をお聞きしていますので、寄附を頂いたものについて、文房具等を今送っている状況でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） それぞれの認識の違いとか理解の違いですから、これは仕方があまりませんが、生活格差があるのは十分理解しております。

台湾との交流について、中学生の交流に加え、村民の交流参加が図られました。継続的に交流を進展することで目的意識、それらを明確化を図って、さらなる村民の理解を深めることが必要と思っております。

今後の進展を伺うとともに、さらに今回村長が参加されましたが、事業を通して村民の感覚知とか、どのように理解されたか、その辺をちょっと伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

台湾については中学生の交流、11月に中学生が大玉に来るということですので、これは順調に交流が進んでいますし、台湾に行ったときには、台湾の文部省に該当する教育局ということは、教育局の次長、ですから副大臣になりますか、組織が違いま

すけれども、その方とお話をしても、今後中学校についてはずっと交流をぜひ深めてくださいというようなお話をございました。

我々が行ったのは、福島空港の利用促進が半分、それからあと半分は台湾とのそういう話合い、今後のこの話合いと、それから半分は村民の方たちと3村合同で交流を図るということで、目的は十分に果たしてきたというふうに感じていますが、ただ、住民同士の交流という部分については、今回はその村の区長さんの日程が合わなくて、お話をできなかったということもございますので、これから機会を見ながら話を進めてまいりたいというふうに考えています。

ただ、桃園市が人口が220万でしたか、大玉村は9,000人ですから、どういう今後姉妹都市を結んでも、交流の仕方がなかなか難しいということで、これについては現在保留という形で、難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

質問の通告の②と③を併せて質問いたします。

SDGsの理念に沿った基本的、総合的取組を推進しようとする未来都市計画、大玉村のあるべき姿、ありたい姿をどのように表現されるか興味津々のところなんですが、「小さくても輝く大いなる田舎大玉村」、それから経済社会、そして環境の3側面における新しい価値観の創出を通じまして、持続可能な開発を実現するために、そのための構想、10年後の大玉村の想像とか、村民がわくわくするような理想郷、あるいは大玉村の将来像、そういった意味で「小さくても輝く大いなる田舎大玉村」のようなキャッチフレーズ、これをお示しいただければと思ったんですが、まだ進んでいなければなんですが、新しいものがあれば伺いたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申します。

SDGsについては、その考え方を踏まえながら振興計画をつくっていきたいというふうに考えて、今職員等が研修に励んでいるところでございます。

それから、あと、10年後の将来像については、私の理念は、当然、将来にわたって大玉に住んでよかったと思っていただける、外から見て住みたくなるような村、それで実際に住んでいただいてということが実現できる村だというふうに考えています。住んでいる方の住民の満足度をいかに高めるかということ、これは将来的にもですね、目標とするのは、そこだと思います。

ただ、第5次振興計画については、これから住民のアンケートとか、住民の意見をできるだけ多く聞いて、そしてそれを反映して振興計画のほうに結びつけていきたいというふうに考えていますので、その時点でまたしっかりと細部については詰めていきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

大玉村、いろんな意味で目標とされる自治体であってほしいと願います。

ポテンシャルの高い村づくりの指針を村当局、そして職員の皆さんにご期待申し上げて、この項目の質問は終わります。

追加質問で、施政執行基本方針に対して重点施策の事業内容の展開についてと、追加質問申し上げました。

第5次総合振興計画の策定と併せて、新たな公共交通システムの検討、それから農業振興公社の設立、それから東北自動車道スマートインターチェンジ設置、それから保育所運営主体の検討との重点策が基本方針に盛り込まれました。話を伺って、常々村長から伺っております「みんなで支えみんなでつくる大玉村」この理念の実現可能な気がしております。

最初の公共交通システムの件と、私はこれまでの経過から、デマンドタクシーの進化がさらに充実されると期待するんですが、また、私からは併せて地域の力を生かす地域力の発掘も施策としてこのデマンドタクシーの制度とともにと願っております。

費用対効果からも、来年度からでも実現してほしい政策転換だと思っておりますが、考え方を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の関係でございますけれども、広域生活バス、これにつきましては年間利用者数が年々減少する中、デマンドタクシーの運行によりまして、利用者も大幅な減少となっておりますし、一方福祉バスにつきましても同様な状況にございます。

このため、二本松市、本宮市と共同運行する広域生活バス、社会福祉協議会が運行する福祉バス、村が単独運行するデマンドタクシー、これらの統合も視野に入れまして、新たな公共施設の構築検討を行い、関係機関と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

ぜひ、その方向性失わないように前向きな政策転換を願いたいと思います。

次の農業振興公社の設立について伺います。

大玉村の基幹産業を支える中心としての公社の設立構想は、夢だと考えておりました。

ただ、集落営農もできました。それから、農業法人化も進み、残された課題は振興公社の設立で大玉村の農業を支えることかなと。それで、大玉村の農業はそれなりに目標に向かって実現していくのかなと捉えて可能と思っておりますが。この公社の設立に向けて、村長の考える動機、それから方向性、また主体はどこに求めるのか、その点、改めて伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 農業振興公社については、やはり今いろんな施策をやった中で、どうしても法人とか個人農業者が取り組むことのできない部分がございます。耕作放棄地についてもどういうふうに活用していくかということも実際難しいと。

それからあと、福島県のほうでも新たにイチゴとか柿とか梨とか、また非常にすばらしい品種を出して、米も福島40号を出してますが、なかなか今までの経営している法人、個人がすぐに取り組むということもなかなか難しいということもありますので、そういうものにスピード感を持って取り組まないと、2番、3番になると、これは産業としても遅れてしまうことがありますから、そういう先駆的な取組に振興公社なら取り組めるんじゃないかというようなこともありますし、それからあと、農協との関係をどうするかということも含めて、安達管内には安達農業公社がありますが、これは二本松市とJAで構成していますので、本宮、大玉にはそれは入っておりませんので、ただ、それも検討のうちには入っておりますが、今考えているのは大玉独自でつくれないかと。

主体は当然、村が設立をすることになりますが、経営状態とか、収入支出の関係とかそういうものもやはりきっちりと計画しなきゃいけないということですので、若干時間がかかると思いますが、先進地視察等を今繰り返して、内部的に検討を進めているところですので、設立可能ということになれば、また皆様にお示しをしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

公社の設立が大玉村の農業を支える、それになると考えております。ぜひよろしくお願いします。

次の東北道スマートインター大玉の実現について伺います。

我々の世代の村民からは、耳を疑いたくなるような話などでございますが、夢の話なんですが、これまでも大玉駅とか、大玉インター、いろんな話題になってまいりました。実現には時間もかかるでしょうが、これは若い世代の人たちは夢の持てる励みになる施策と思っております。あわせて、先ほどもちょっと質問申し上げましたが、4号線沿線の活性化に結びつく施策展開も望めます。私個人としても、ぜひとも実現に向けて応援したい戦略プロジェクトであります。観光面からも、それから振興センターの発展のためにも、早期の実現を期待申し上げるところでもあります。

具現化、できたら見通しを伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

第4次大玉村総合振興計画にも検討するというふうにうたっておりました。

なかなか駅はもう、いろいろ調べた結果、不可能であると、現時点で不可能だということがもうはっきりしていますので。あと、国道4号線の都市計画の話がありまし

たが、あれは先ほど部長が申し上げましたように、コンサルかけたり、時間をかけて県とかとも協議した結果、都市計画では沿線全部の面積のうちの1. 数ヘクタールしか、1町ちょっとしか計画、マスタープランの変更では、改廃できないということが分かりました。だから、これでやることは無理だということがはっきりしました。

そのほか、農工法については、農業等、工業導入の特例があるんですが、第1工業団地の山がその農工法に該当していますので、全部埋めないうちは新たな農工法は認めないというのが国の法律ですので、農工法も無理と。

それから特別管理という農振を外すというのも、これも定期的なものがなくなってしまいました。ですから、あれを外すのは沿道サービス、国県道の沿道サービスで倉庫業とかパチンコ屋とか、何でパチンコ屋が沿道サービスなのか分かりませんけれども、それからコンビニとかそういうものしか改廃できないと、我々が望んでいる会社とか工場は設置できないんですね。

ですから、その打開策としても、やはりスマートインター、500メーター以内、農振外すことは可能です。ただ、スマートインターあっても国道までは行けません。ただ、そこが開発されれば、その次の連担として開発の可能性が出てくるということですので、やはり、それからあと当然、住民の生活利便性の向上というのは主になるわけですが、そういうことで、今回スマートインターについて取組をしようということで、政策に上げさせていただいた理由でございます。

見通しについては、手続だけでも2年、その後の検討で2年、実際の工事で四、五年とかかるということですから、3年、4年以内にできるというものではありませんが、5年、6年は原発の後見て分かるように、あっという間に、もう9年が過ぎていますので、やっぱり村の将来を考えた場合には、やはり今から取り組んでいければというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な答弁ありがとうございました。

夢の持てる話でございますので、頑張ってください。

保育所運営主体の検討について、質問申し上げます。

社会福祉協議会への指定管理委託なのかなと考えます。福祉部門の移管は働き方改革の意義から、また行政のスリム化の意味合いからも必要となってくると考えております。

準備段階として、包括支援センターの社協への移管が今年度実現されます。受皿としての社協の強化は喫緊の課題といいますか、必然となりますますが、行政の中での社協の位置づけ、例えば現在、副村長が社協の会長も兼ねておられます。包括支援センターの運営も、大玉村から村長への権限移譲の条例がこの議会で諮られます。

その辺りの考え方と保育所運営主体の移管の道筋、これをお示し願いたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

社協の位置づけというのは、これは村の福祉関係と一体であるというふうに考えております。別物ではなくて、目的ももう住民の福祉で同じでございます。

ただ、社会福祉法人、先ほど言いましたように、役場が官で直接やるものと、一応社会福祉法人として民間の形になりますが、できるものとのものがありますので、社協は介護関係とか何とかに携わっていただいているが、あれを村がやることは、これ実際無理ですので、そういう形で、社協なら社協ができる福祉関係の事業がございます。それからあと、役場は役場でやる住民福祉の仕事がありますので、ただし、包含すると社協と役場は住民の福祉に関しては一体だと、そういう考え方の下に、社協のさくらの指定管理料とか、それからあと運営費については、ほとんど村のほうで助成をしているということになる根拠だというふうに考えています。

大玉8,000何百人でしたね、つくったときは、8,500か8,400人ぐらいのときに法人化をしましたが、人口規模からすると、社会福祉法人として自立してやっていくには、かなり小さな無理のある人口規模だったんじゃないかというふうに感じております。ですから、今9,000人になりましたが、人口的にはそう変わりもございませんので、しっかりと社協の基盤をつくると、やはり3人、4人しかいない組織じゃなくて、やっぱり7人も8人も10人も職員がいて、しっかりとお互いに補完しながら事業が進められるような、そういう基盤もしっかりとくらなきやいけないというふうに考えておりますので、今回については、どういう経過で保育所を移管するということを検討するのかということは後で、視察等にも行っておりますので、副村長のほうから答弁させますが、位置づけについてはそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 11番議員さんにお答えいたします。

今回の保育所の経営主体の検討ということでございますけれども、保育所、現在、大体年間1億5,000万から1億7,000万程度の経費がかかると。その中から保育料を差し引きますと、一般財源ベースで1億5,000万ぐらいの経費がかかるということでございます。

これをどうにかならないかということで、いろいろ検討した結果、鏡石町等とも視察をしてまいりました。その中で、今まで公立保育所には、小泉内閣の三位一体の改革以前までは、公立保育所においても運営交付金というような形で年間3,000万程度、そのほか増改築についても補助金があったということでございますが、現在は交付税措置のみという現状でございます。

これが民間保育所を調べてみると、基準事業費の4分の3、国庫2分の1、県4分の1、市町村4分の1というような補助金制度がございます。ほとんどこの補助金の中で、民間の保育所は賄っているということでございます。

そうすると、当然今まで大玉村に、例えれば1億5,000万の一般財源が、その4分の1の経費ぐらいで、単純計算でございますけれども、済むと。あと、交付税が

若干減るとは思いますけれども、そういう状況になります。

そういう中で、村の一般財源も削減できるし、逆にその補助金をもらってやることによって、保育士等の待遇改善が図られるということも考えられます。待遇改善が図られるということによって、保育士の質を向上するということで、よりよい保育環境が形成できるというようなこともあると思います。

それから、社協に限らず、民間に移設した場合のその民間のスケールメリット、これらについても、充実した組織として成立していくことができるというようなことだろうと思います。

市町村が財源の削減が図られ、そして受ける事業体のスケールメリットが図られ、従業員の待遇改善が図られると、そしてよりよい保育環境が形成できると。あとは、預ける保護者さんがどういうふうに考えるか、どういう不安を持つか、それをどういうふうに解消していくか、そういうことだろうと思いますので、これから1年間の中で検討を重ねて、それが良いのか悪いのか、どういうメリットがあってどういうデメリットがあるのか、その辺を検討しながら、保護者さんとも含めながら話し合いを含めた中で、結論を出していきたいというふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） それぞれ丁寧な答弁ありがとうございました。

村長の施政方針での重点施策に対して伺いました。

第5次総合振興計画の策定に際して、画期的、大胆な検討課題であると私は感じております。

村長をはじめ、職員の皆さんには大玉村のいい面、それからいいところ、それからこれが足りないといった、そういう大玉村の利点、欠点を正確に分析されまして、第5次総合振興計画の策定を通して、大いに力を発揮していただきたい。もちろん、我々議会も当然でございますが、共に村の発展を願うことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午後0時08分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 8番武田悦子君より通告ありました「教員の長時間労働について」ほか2件の質問を許します。8番。

○8番（武田悦子） 8番武田悦子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました3件について一般質問を行います。

まず、最初の質問は、教員の長時間労働についてです。

この問題は、何年も前から指摘されてきました。学校現場では先生方の長時間労働

が慢性化し、それとともに先生の負担が大きくなり、心身ともに疲れ切っているのではないかと思います。過労による休職や、痛ましい過労死が後を絶ちません。教員志望の学生が減り始めているという話もあります。このような状態では、子どもたちの健やかな成長を支える教員としての職務を全うできなくなるのではないかでしょうか。

この問題について平成30年12月議会でも質問をしました。この間、教員の負担軽減に様々な取組も行われてきましたが、現場の先生方の実態はどうなっているのか、まず現状を伺います。村内小・中学校教員の勤務実態、残業の実態はどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 8番議員さんにお答えいたします。

本年度における教員の勤務実態なんですけれども、これ県等々と比較したほうが分かりやすいと思いますので、比較して申し上げますと、勤務時間、小学校におきましては、前年度と比較してほぼ同様の勤務時間となっておりますが、もともと勤務時間が多かった中学校におきましては、前年度と比較して減少しております。特に、教頭先生の減少率が大変大きくなっています。

また、県が1週間の調査期間を設けて実施しました勤務実態調査では、福島県の平均と比較しまして、教諭及び講師の勤務時間の平均は、小学校、それから中学校とも若干少ない状況になっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 県と平均をして、全県と比べてというお話をありました。

具体的な数字をお答えいただけないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8番議員さんにお答えいたします。

県のほうで実施しました福島県の勤務実態調査の数字で申し上げたいと思います。

福島県におきましては、教諭と、あと講師と区分けをして調査をしているところであります。当村におきましては職員数が少ないというのもあります。教諭と講師との平均で集計しております。

県の教諭の勤務時間で申し上げますと、令和元年度、教諭で11時間、これは小学校の平均です。11時間に対しまして本村におきましては10時間36分、マイナス24分。中学校におきましては、教諭11時間36分の県の平均に対しまして、本村については11時間28分ということで、マイナス8分という状況になってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 県平均よりは少ないというお話をしたので、かなり期待をいたしましたが、僅か24分とか、本当に僅かな時間の差しかないのが現状なんだなというふうに改めて感じたところです。

この学校の先生方の勤務時間の管理、これはどのように行っているのか。タイムカードで管理をされている、それであれば確実に時間が、出勤、退勤の時間とも管理できるわけでありますが、この出勤簿のようなもの、このようなもので管理されている学校も多いというふうに伺っております。

このような管理体制が長時間労働を放置してきた原因というふうにも言われているところですが、大玉村ではどのような管理体制が行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 8番議員さんにお答えいたします。

本村におきましては、小学校、中学校ともにタイムカードをもって勤務時間の管理をしております。

なお、集計は教育委員会のほうで事務局において集計をしまして、それを学校ごとに集計した上で毎月の結果を学校のほうに送って、この多忙化解消の趣旨に生かしていただくような、そういう配慮を行っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 大玉村ではタイムカードで管理をされているということで、一つ安心できる材料なのかなというふうにも思っておりますが、昨年12月、公立学校の1年単位の変形労働時間制を導入できる改正教育職員給与特別措置法というものが成立をいたしました。これは1日8時間労働の原則を崩し、繁忙期と閑散期を設定した上で、繁忙期の所定労働時間を伸ばし、閑散期の労働時間を短くするというものであります。忙しい時間は長時間、そうでないときは短くしてもいい、なかなか難しいのかな、学校の現場においては。今でさえ、長時間労働にある教員の労働時間、さらに長くしてもいい、それを認めるといふようなものではないかと思います。

この変形労働時間制について、学校現場においてはふさわしくないものではないかなというふうに思っておりますが、教育長、この件についてはどのような認識でおられるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 8番議員さんにお答えいたします。

今お話しあったような点、多々捉えて考えております。

これは国のほうから来た文書によりますと、何でこういうことの法改正をやったかということなんですかけれども、これは国の認識が、我が国の教師の業務は長時間化しております、近年の実態は極めて深刻であるという、そういう捉え方の下にこういう変形労働時間をやってもいいですよ、条例で規定してもいいですよという、そういう趣旨でございます。

しかしながら、確かに学校の先生方の仕事の特殊性から、休み期間中は少なくして、それ以外は多くしようというようなことの考え方方が根底にあると思うんですけれども、決してそうではないという実態を考えています。

それから、これはほかの多忙化解消の施策と、働き方改革と一緒にやって、その

一つとしてこれを法改正をしましたというような、そういう趣旨でございます。

したがいまして、導入するか否かにつきましては、多面的に検討していきたいと思いましますし、何よりも学校の実態、それから先生方の要望等々を十分に踏まえながら、本当に有効であるのかどうか、そんなことを検討しながらこれから考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 今、教育長さんのほうから多面的にいろいろ検討して、先生方のお話も伺ってということがございましたが、この制度そのものがやはり教育現場にふさわしくないと、長期の夏休み、春休み、休みのときには、先生方どうせ暇なんだから休みなさい、有給はそこで消化しなさいみたいな話もありますが、有給は取る気になれば、どこででも取れるわけでありまして、そういうことをしっかりと踏まえた上で、いろいろ検討していただきたいと思いますが、この導入に向けては、それぞれ個々の自治体で決めることができる、学校現場が判断することができるというふうにされているわけでありますが、少なくとも現時点では導入する考えがないということの認識でよろしいのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 再度お答えいたします。

これは施行日が令和3年4月1日ですので、もし導入するとすれば、いずれか条例というような形でお願いするようになると思いますけれども、今ほどの議員さんの意見等々、それから他地区の状況、これは自治体によって違いますけれども、そんなことも考えていきながら、慎重に検討していきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 教育現場の問題ですので、教育委員会の主管であることは重々承知をしておりますが、村長に伺いたいと思います。

この問題は、県でまず条例をつくって、その次に村でというお話、段階を踏んでというお話もございました。これを導入するかしないかで、先生方の労働がより多忙化を極めるのではないかという側面もございます。村長の認識を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 今、教育長が申し上げましたように、教員には異動がございますので、そして県教委という一つの組織がありますので、そちらのほうで十分に検討して、県としての方向づけを出すだろうというふうに感じております。

その中で、大玉のみがそれを導入しないということが可能かどうかも含めて、1年まだありますので、その辺も含めて検討になろうと。原則的には学校なり、教育現場のほうにお任せをしたいと。

ただ、労働時間の短縮については、当然に取り組むべき、国・県の問題かなというふうにも感じているところあります。小学校の新指導要領で、プログラムとか英語とか、次々と新たなものが入ってくる中で、時短をしろ、時短をしろと言うだけでは、なかなか現場は疲弊してしまうというふうに考えていますので、その辺については十

分に協議をして、決定していただければというふうに考えます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。

ぜひ、先生方の声を反映できるように、これを導入させない方向で進めていっていただきたいなというふうに重ねてお願いをするところです。

前回、平成30年の質問でも教職員の負担軽減について、様々取組について伺いました。この事業の見直しについても、すべきではないかというお話をさせていただいたと思っております。

今回、この新型コロナウイルスの関係で、3月4日から大玉村も小・中学校休みとなりました。この大切な学年末の時期を自宅で過ごすということになったわけですが、子どもたちが自宅にいることにおける問題はもちろんですが、学校を最後までできなかったことによる学業の問題、未履修の問題がかなり大きくなってくるのかなと。この前の説明では、できなかった分は、新年度に引き継ぐんだという説明がありました。そうした上でも、ますます新年度のスケジュールが過密になってくるのかなというふうに思っております。

こういう事態もありますので、ぜひ教育現場だけではない行事ももちろんありますが、そういういろいろな行事、今でさえ行事をどこにどう入れたらいいか、なかなか苦慮する事態になっているのかなというふうにも思っておりますので、思い切ってこの際でございますので、大胆に行事を見直すというような考えも必要かなというふうに思っております。

それらについて伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） お答えいたします。

未履修の問題、この前全員協議会で説明させていただきました。思ったほど多くなかったです。ですから、スムーズにやって、年度初めにそれを確実に習得させるというようなことで、昨日も臨時の校長会をやりまして、そのことについては確認をさせていただきました。

それから、多忙化解消、本当にいろんなところから取り組んでいく必要があるんですけれども、まずは教育の質をどういうふうに保つかというようなことと、先生方の多忙をどういうふうに解消していくかというその中身の中で、接点で考えていく必要があると思いますけれども、大玉村について今ちょっと様々な取組をやっております。例えば、中学校において、部活動の指導員という制度ができまして、それを真っ先に取り入れました。今現在、2人の方にお願いしまして、中学校での多忙化の最大の要因は部活動だというように言われていますので、そういったことについてかなりプラスに作用しているのかなと、そんなふうに思っております。

それから、先ほど村長のほうからもありましたけれども、来年度からまた過密になってくるんですよね。英語が増えてくるというようなことで。それへの対応策として、

これも大玉村一番最初に取り入れたんですけれども、小学校の3年生、4年生は外国語活動、それから、5年生、6年生は正式に、今度は外国語科という教科が生まれるんですけども、この扱い方が非常に難しいし、この取組方が非常に難しいというようなことで言われていたんですけども、これは国のはうで多忙化解消の一つの策として考えたやつだそうなんですけれども、小学校の英語専科教員というのがあるんです。これは具体的に申しますと、大山小学校に資格を持っている先生が1人いらっしゃいますので、その先生に大山小学校の3年生以上、それから玉井小学校の3年生以上、かなりのこれで負担が軽減になります。

そしてまた、専門の先生に指導してもらうことによって、子どもたちの力もつくというようなことで、その代わりもう一人、その分の加配の先生がつきますので、そういった制度を取り入れながら、少しでも解消につながるようにというように進めております。

それから、来年度に向けて、予算のはうで出させていただきましたけれども、統合型校務支援ソフトシステムという制度がありまして、これをやることによって、例えば大阪市では1日大体1時間ぐらいの勤務時間が短縮できたという、そういう事例もありますので、それを効果的に使いながらこの問題に向かっていきたいなど、そんなふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 先生方の負担を軽くしていくためには、教員の数を増やすこと、1クラスの子どもの数を減らすこと、これが何より有効な策であるというふうには思っておりますが、これはなかなか前に進まないと。一足飛びに進んでいくわけもありませんが、これらをしっかりと要望していただく、これはもちろんありますが、村として、先ほど教育長はいろいろ中学校の部活動の指導員の配置であるとか、校務支援システムの導入であるとかというお話をございましたが、村としてどういうふうに取り組んでいくのか、教育委員会だけでなく、村としてどういうふうに取り組んでいくのかも重要になっていくのかなと。子どもたちの健やかな成長を支えるのは教育現場だけではありませんし、教育委員会の取組の方策、先ほどの事業の見直しについては、答弁をいただきておりますが、それらも含めて村としてもどのように取り組んでいく考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

村としてはということでございますが、大玉村は昔から、大分前から英語教育については英語の外国人講師を派遣していると。これも福島県で一番早く小学校にも配置をしていると。それから、各学校ごとに、今ちょっと教員不足の影響があって全部は充足できませんが、各学校ごとに1名の村費の講師を派遣している、これも福島県ではほかに例を見ないものでございます。

それから、校務支援ソフトについては、今手書きでやっている、成績表も健康調査も何も全て手書きでやって、例えば中学校の場合には教科ごと先生方が書きます。そ

れを今度通信簿に担当が写す、そうすると写し間違いがあつたり、時間が非常に要する。それを先生方が自分の担任教科ごとに、端末に打ち込めば1カ所に自動的に全部一人の生徒のものが健康関係も成績も、過去のそういう指導歴等についても全て、家族のことも一元管理できると。ですから、非常にこれについては有効なシステムだというふうに感じております。お金も大変かかりますが、これは大玉では福島県に先駆けて導入したいということで、県教委のほうに言っておりましたが、大玉だけ入れても、異動したときにまた手書きに戻ってしまうと。それから、ほかから来たときにそれを覚えるのに、またちょっと手間がかかると。

ですから、県教委のほうに教育長のほうで、一生懸命、県全体で取り組むべきだということを強く要望した結果、大分前に進んで、実現に向けての道筋ができたということですので、これもしっかりとできるだろうというふうに考えております。

それから、今教育委員会で取り組んでいるコーディネーターとかいろいろありますが、学校支援とか協働の学校づくりとかというのも、村を挙げて学校を支えようということでやっておりますので、そういう点でいえばコミュニティ・スクールも含めて、福島県で一番行政としても教育を支えているという自負を持ってやっておりますので、これからもしっかりとまた支えていきたいというように考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 村が様々な形で教育現場を支援しているというのも十分知っているわけではありますが、コミュニティ・スクールのお話もありました。これがあるから大玉村には行きたくないという声もあるようでございますので、その辺りも含めて、特に新しい事業を起こすためには、何か1つ、2つ古いものを見直すという、そういう姿勢も必要なのかなというふうに思っております。

これらも新ためて要望し、次の質問に入ります。

スマホ社会と子どもの関わりについてです。

近年、情報通信分野での技術革新は、私たちの生活を大きく変えています。スマホやタブレットなど、どこにいても様々な情報を入手できる大変便利な時代になってきました。これらは大人だけでなく、子どもたちにも急速に広がっています。さらに低年齢化が進み、心や体に影響があるとも言われて久しいと思っております。

特に、スマホが発達期の子どもたちに及ぼす影響には、どのようなものがあるのか。スマホを見続けることによって、目のピント合わせや眼球運動の発達に影響がある、さらには斜視になる子どもが増えているという報告もあります。ブルーライトによる睡眠への影響も心配されます。この心配は大玉村の子どもたちにも当てはまるのではないかでしょうか。

大玉村では、子どもたちがどのくらいスマホを使っているのかなどという調査は、行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

心身ともに健康な子どもたちの育成にとって、十分な睡眠や身体活動を行うことは大切なことであります。

健全な生活習慣を育成するために、小・中学校においてSNS、インターネット利用時間や利用するときのルールの設定等について、児童・生徒アンケート調査を毎年行い、実態把握し、指導に活用しております。

それによりますと、小学校では「SNS、インターネット利用をしていない」と答えた児童が34.8%と県平均の29.2%より5.6ポイント多くなっております。使用している児童におきましても、1時間未満の児童が大玉村は59.9%と県平均51.2%より8.7ポイント多く、ルールの設定でも、「ルールを決めている」と答えた児童が大玉村は71.9%と県平均70.6%よりも1.3ポイント多くなっています。

中学校では、県での同様の調査がないために比較はできませんが、平日のSNS、インターネット利用時間で、最も多いのは1時間以上から2時間未満ということです43.4%であり、ルールの設定につきましても、「ルールを決めている」と答えた生徒の割合が57.4%と、「ルールを設定しない」と答えた生徒を14.8ポイント上回っているような内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 大玉村でもこれだけの子どもたちがSNSを利用していると。小学校ではしていないという子どもが34.8%ということは、それ以外の子どもは使っているということありますので、やはりかなりの数の子どもたちが利用しているということであるという実態にあるのかなというふうに改めて思ったところでありますが、このゲームですが、心と体の問題、これはもちろんですが、ゲームをする中で、課金と言われるお金が発生し、自分のお金ではなく親のカードを使って何十万も使ってしまった、このような事例もあるそうです。

また、スマホの使用時間、先ほども中学生では1時間から2時間の子どもが43.3%という数字がありました、スマホの使用時間が平日で1時間を超える児童・生徒では、学力が使用時間と相関して低下をするという調査結果もあります。

小さな子どもたちは、親が制限することで、ある程度抑えられると思っておりますが、中学生や高校生になると、自分のスマホを持っている人も多く、こうしなさいと言うだけでは難しいのではないかというふうに思っております。

そこで、子どもたち自身にスマホの影響、いいところや悪いところ、自分たちにとってスマホとは何なのかなど、考えさせることが必要ではないかと思っております。学校でこの問題を子どもたちに考えてもらう時間、これはつくれないものでしょうか。考え方を伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

おだだしのとおり、SNSやインターネット等の正しい使用方法を身につけ、子ど

もたちが主体的にコントロールできる力を育成するためには、保護者との連携、協力は不可欠であるというふうに考えてございます。

現在、おおたま学園の生徒指導委員会を中心にして、家庭と連携しましてアウトメディアデーというものを実施しております。

また、各学校、幼稚園でSNSの危険性や情報モラルについて、PTA協議会や新入園児・児童保護者説明会等で、外部講師による講演会を開催しており、学校だよりや学年だより、保護者懇談会等で使用上のルール設定促進について、保護者への啓発を行っております。

さらには、コミュニティ・スクール委員会におきましても、学校での取組について共有し、家庭や地域と連携した取組の充実に努めているところでございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 今、様々村で取り組まれていることの説明がございました。

一つお聞きしたいんですが、アウトメディアデーというのは、具体的にどのような中身なのかということと、今伺っている中では、子どもたちだけでなく保護者との連携を進めるということで、大変重要なことだとは思いますが、それを進めるに当たって、まず子どもたち自身も考える必要があるのかなというふうに思うところです。

WHOでは、昨年5月にゲーム障害、これを病気として国際疾病分類に加えたそうであります。スマホやゲームなどによってもたらされるゲーム中毒は依存症であると、病気であるということであります。ゲームにのめり込むことで次第に心がむしばまれていく、生活の何よりゲームを優先する、そのような状態になる前に食い止める対策が必要だというふうに思っております。

兵庫県小野市では、中学生を対象にスマホとの関わりをどのようにしていくべきかを自分たちで考えていく授業が行われているそうです。さらに、スマホやネットの落とし穴、こんなときは相談してほしいという漫画形式のパンフレットも作成しています。小学生でも理解できる内容になっております。大玉村でもこのような物を作成して子どもたちや親に向けての啓発活動をより進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

アウトメディアデーにつきましては、幼稚園から小学校2年生までを対象としまして、食事中はテレビを消して会話を楽しむ、そして8時以降はメディアに触れず、絵本タイムなどの親子の触れ合いの時間にし、9時までには寝るというようなことでございます。そういう日を6月と11月、2月の毎週水曜日に実施してくださいということでございます。

同じく、小学校3年生から中学校につきましては、電子メディア全てに触れる時間をゼロにするというノーメディアの日、そして電子メディア全てに触れる時間を30分以内にする、もしくは電子メディア全てに触れる時間を1時間以内にするということで、これは学年に応じての話になってまいりますが、そのような日を設けてい

るということでございます。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 8番議員さんにお答えします。

先ほど提案があった事例等も参考にしたいと思いますが、大玉村でも禁止、禁止ではやっぱり駄目なんですね。子どもたちに理解させて、自分で自己コントロールというんですけれども、そういう力をつけたいというように思って、そんなことを心がけながら指導に当たっています。

それから、中学校の例を申し上げますと、生徒会でSNSスローガンというのをつくって、利用5箇条というのを自分たちで決めて、そしてそれで自分たちで守りましょうというようなことで、子どもたちの活動になっていきます。

内容をちょっと申し上げますと、5条ありますと、第1条は基本的にSNSを利用しないで勉強する。利用する場合においてはというようなことで、第2条以降になりますけれども、21時から6時はSNSを利用しない。メール返信、それから書き込み等もしないということで、9時以降は朝まで。それから、3条には人の嫌がる内容は絶対に書き込まない。それから、第4条は許可なく個人情報を載せたりしない、写真、個人住所、学校名と。第5条は書き込んだ内容は絶対に消せないことを意識しましょうというようなことで、これは子どもたちが生徒会活動の中で一貫してやっているというようなことで、非常にいい取組だなと思っていますので、こんな活動をこれからも奨励していきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ただいま教育長から紹介いただきました中学校の生徒会によるSNSのスローガン、大変すばらしいなというふうに思っております。

まさに小野市でつくっているパンフレットにも、そういう中身がいろいろ掲載されているんですね。子どもたち自身が、まず考えるということがまず第一。このようなもの、後でお届けしたいと思いますが、小野市でつくっているやつは、本当に小学生でも読める、大人の人が読んでもちゃんと分かりやすく、誰が見ても、相談できる窓口というのも掲載されているんですね。この辺も重要なかなというふうに思っております。

自分で、子どもたちはやっぱりやり過ぎは悪いというのは分かっているんです。でも、どこで自分をセーブできるのか、そういうせめぎ合いだというふうにも思うんです。なので、みんながあなたたちを大切に思っているんだよ、そのためにもこういうものを見て、ちゃんと自分で感じてほしいなど、そういう大人からの発信というのも必要なのかな。駄目、駄目ではもちろん、駄目と言われたことほどやりたくなるのが子どもでありますので、そういう意味でも、大人がもっと子どもたちに寄り添った対応も必要なかなというふうに思っております。

特に、子どもたちの生徒会がやっていることを、生徒会だけではなくて、もっと大きな範囲で考えさせる取組というのが必要なのかなというふうに、改めて感じたところでございますので、もっともっと進めていっていただきたいなというふうに思いま

す。

では、次の質問に移ります。

住民健診の充実について伺います。

今年度の重要施策として取り組まれている健康長寿の村づくり、私たちは自分の健康を守るために様々なことを行っています。運動や栄養の観点からの取組も重要ですが、やはり病気の早期発見、早期治療が大切です。そのためには健診を受けることだと思っております。健診の受診率がなかなか上がらない現実もありますが、どうしたら受診率を上げることができるのか、その観点から健診について伺います。

特に、まず初めには、女性を対象とした乳がん検診について伺いたいと思います。

大玉村の対象年齢と、検診の料金は幾らになっているのかお聞きします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

乳がん検診につきましては、毎年7月に実施している集団検診と、あらかじめ登録されている病院で実施する施設検診があります。

対象年齢につきましては40歳以上で、年度内に偶数年齢になられる方を対象としております。なお、奇数年齢で前年度受診をしていない方も受診可能となっております。

一部負担額につきましては、委託料のおおむね1割としております。集団検診においては、40代は800円、50代は600円、60代は400円となっております。また、施設検診については、40代は900円、50代は同じく900円、60代は600円となっております。なお、70歳以上の方は、集団、施設検診とも無料となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） では、乳がん検診に40歳以上というお話をございました。

達しない年齢で乳がんに罹患した症例というのを把握していれば教えていただけます。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

対象となっていない年齢層は39歳以下の方々ですが、こちらの方々、国民健康保険に加入している方の過去5年のデータのみ見ることができましたが、発見者数はゼロ件でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 大玉村では、国保対象者は幸いにもゼロであったということのようございますが、実際若くして乳がんで亡くなられるという方もいらっしゃるのも事実かなというふうに思っております。

さらには、二本松市、本宮市近隣の自治体では、どのような対象年齢で、検診料金

というのはどうになっているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんに再度お答えいたします。

まず、二本松市の対象年齢についてですが、集団検診では本村同様に40歳以上で、年度内に偶数年齢になられる方を対象としております。なお、施設検診については、19歳以上が対象となっております。

また、一部負担額につきましては、集団検診においては、40代は800円、50代は600円、60代は400円となっております。施設検診につきましては、19歳から39歳までの方は600円、40歳代は600円、50歳代は900円、60歳代は600円となっております。なお、本村と同様、70歳以上の方は、集団、施設検診双方とも無料となっております。

また、本宮市の対象年齢は、集団検診、施設検診ともに30歳以上で、年度内に偶数年齢になられる方を対象としております。

一部負担額につきましては、集団検診においては、30代が600円、40代も600円、50歳代から60歳代までは400円となっております。施設検診につきましては、30代から60代までの方全てにおいて600円となっております。なお、70歳以上及びこれ40歳以上の方ということではなく40歳の方のみですが、無料ということになっていますので、70歳以上無料と、40歳になられた方、その年のみ無料なっているようです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） それでは、もう一つ。

公務員の皆さん、そしてご家族の皆さんのお受診対象年齢、料金は幾らになっているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

私たち地方公務員関係でございますけれども、本人、家族いずれの検診におきましても、役場職員で行っている乳がん検診のほうは、実施はしておりません。

これにつきましては、職員とその家族の検診関係は、住所地の住民検診のほうで受診をしていただいております。したがいまして、個人負担額につきましても、各自治体で実施している負担額ということで納めていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） それでは、大玉村の職員の皆様は、40歳にならないと乳がん検診は受けられないということでよろしいんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 基本的に大玉村にお住まいの職員であれば40歳、今、健康福祉課長が申し上げましたとおり、本宮市であれば30歳というふうに、各

自治体の制度をそのまま適用されての受診ということになります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） この大玉村で行われている40歳以上を対象にしている乳がん検診、先ほど課長のほうからもありました、二本松市では19歳から行われている。本宮市では30歳から受けることができる。料金についても、それぞれの自治体でかなりの差があるということありますが、この二本松市では、19歳から受けられるほかに40歳の方は無料と。私の調べたのでは二本松だと思ったんですけども、そこは。やはり若くして乳がん、女性特有のこのようながんで亡くなる方というのも、現実いらっしゃいます。自覚症状が出てからでは、もう遅いというような状況にあるわけですが、検診を受ける機会をつくると、これは村ができることではないかと思います。

大玉村の対象年齢、料金、これらを見直す考えがないかどうか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えいたします。

この検診関係の補助対象年齢というのは、本当にばらばらでございます。それぞれ胃がん検診なんかは65歳で安達管内で統一されておりましたが、國の方針で本宮、二本松も60歳に引き下げたと。ただ、大玉は逆だろうと。70は現役だから、大玉は下げるんじゃなくて、5歳上げようということで65歳、70歳も対象にしたということで、それぞれの市町村で優劣があります。ただ、これ、なかなか統一することができない。本来は、管内は同じような方法でやれば、医師会のほうも助かるんであろうというふうには考えますが。

私、クリニックに行ってインフルエンザの補助を見ましたら、3市村ばらばらなんですね。貼ってあるんですよ、二本松は幾ら、本宮は幾ら、大玉は幾らと。そうしたら、この前行つたら、それ外してありました。やっぱり、どういうことか分かりませんが、そうするとやっぱり市町村間の競争になるということですね。これは引き上げればいい競争になりますが、住民にとっては。

ですから、乳がんについては、従来から40歳以下については検診の効果、有効性があまりないということの判断で、40歳以上を対象として、実施してきたということですが、今ご指摘のように、若い人にもそういうものが見られると。一人でもそういう方がおられれば、これ早期に発見してあげるのも大切ですので、今回の改めて、内部打合せでは見直しをしましょうねということは話になっておりますので、検診まで時間がございますので、見直しについては進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 村長から見直しをしていく方向性を示していただいたので、まずよかったですかなというふうに思っておりますが、この検診であります、検診をなかなか受けない、受けづらいというお話、いろいろあります。病気が見つかるのが怖いなど

というお話もありますが、本末転倒ではありますが、検診を受けるため、受けていただくためのまず第一歩、これをどのようにしていくのか、受ける動機づけというんですか、それをつくっていくのが大切なというふうに思っております。

先ほど来、本宮市が40歳無料というお話がありましたが、この資料どう見ても二本松の方の資料で40歳の方、70歳以上の方は無料というふうになっているなんですが、二本松市では40歳、これを一つに節目というふうに捉えて、やっぱりそのぐらいの年齢から病気が多くなってくる。そういう観点から無料にしているのかなというふうに思っております。さらには若い年齢での病気のリスク、19歳から受けられるものもあると、胃がん検診等々も19歳から、肺がん検診とかも19歳から受けることができます。このように若い皆さんから、いかに検診を受けていただか、まず最初の第一歩、これをどう進めていくかというのが大切なというふうに思っております。

受診率の向上はもちろんですが、健康長寿、それを進めていくためには、まず自分自身が健康でなければならないということがありますし、国保税、毎年上がっている国保税についても病気をなくする、少なくするための第一歩というのが検診なのがなというふうに思っております。そういう意味でも先ほどは乳がんの部分についてお伺いをしましたが、その他の検診についても、対象年齢の拡大、さらには病気の見直し、これらについて進めていくべきかなというふうに思っておりますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

私が言った見直しというのは全般的な見直しをするというふうに、私の手元には、近隣市町村の資料等も届いておりますので、その辺についても見直しをしていきたいなと。

ただ、財政の問題もありますので、全て突出して大玉だけというわけにはいきませんが、下回ることのないようなものとか、あと有効性も考えながら見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ぜひ見直しを進めていただいて、この健康長寿の村づくり、健康ポイントの導入等々、元気システムの導入、そういうのももちろん大切ではありますが、まず自分の健康を自分で守るという観点から、検診の重要性をもっと幅広い皆さんに理解していただくためにも、ぜひ大きな見直しをしていただきたいというふうに改めてお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、8番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時35分といたします。

（午後2時19分）



○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後2時35分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 7番鈴木康広君より通告ありました「社会福祉の充実を願う」質問を許します。7番。

○7番（鈴木康広） 7番鈴木康広です。議長の許可をいただきましたので、「社会福祉の充実を願う」の質問を行います。

押山村長が日頃おっしゃっているとおり、住みよい大玉村をつくるためには、子どもから高齢者まで幅広い世代の人たちに必要な福祉サービスが受けられることが前提となると考えます。

福祉サービスということを考えた場合に、社会福祉ということの定義も含めて根本的な質問も含めて今回伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、①社会福祉の定義とその担い手はどこになるかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 7番議員さんにお答えいたします。

社会福祉は憲法で保障している生存権と、あと幸せを追求する権利がありますので、それを万民に与えられた権利だということで、それを実現する手段、そして目的が社会福祉だというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

定義は今説明をいただきました。では、実際にその細かな内容について、行政とか、もしくはそのほかの機関とかで、どういう機関が主にそれを担っているかについて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

社会福祉の担い手は全ての方と。組織からいえば社会福祉法人であり、行政であります。これは社会福祉についてはボランティアも担い手でもありますし、支え手ということで、全ての方がその社会福祉に理解を持って支えていって担い手になっていただければいいなというように考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

私が日頃参加させてもらっている地域ボランティアも含めて、確かに地域のために頑張っているということで、やっぱり社会福祉の一つの担い手というふうな話であるのかというふうに今、改めて認識いたしました。

では、今、社会福祉法人という形の言葉が出ました。では、村内の社会福祉法人が大体どれくらいの数があるかについて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 7番議員さんにお答えいたします。

現在、村内に事業所を持っておられる社会福祉法人は3事業所でございます。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 失礼しました。後段の部分が不明瞭でございました。

3事業所でございます。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

では、3事業所のその名称……

○議長（菊地利勝） 番号。

○7番（鈴木康広） すみません、議長、7番。

○議長（菊地利勝） 7番さん。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

では、その3事業所の事業所名など伺うことは可能でしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 7番議員さんにお答えいたします。

1つ目が社会福祉法人大玉村社会福祉協議会、2つ目が社会福祉法人慈久福祉会、これは陽だまりの里のことでございます。3つ目が社会福祉法人牧人会、あだたら育成園のことでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

村内には3つの社会福祉法人があって、実際にその名前を言われば皆さん知っているところがあると。逆に言うと、もっとあるのかなと、もしかしたらという思いもあったんですが、今3法人のみというお話をいただきました。

では、その今一番最初に名前が挙がりました社会福祉法人、大玉村社会福祉協議会というものが、その3法人の中、もしくは村内でどういうふうな活動とか役割を担っているか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 7番議員さんにお答えいたします。

大玉村社会福祉協議会には、子どもから高齢者に至る地域福祉に向けて、村とともに取り組んでいただいておる団体でございます。

具体的には、総合福祉センターさくらの運営及び管理を指定管理にて受託しております。また、高齢者の生きがい活動として、生きがいデイサービス、いきいきさくらと言われているものでございますが、これらを実施していただいております。また、ほかにも放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブにおいて、安心・安全な児童の健全育成を図るとともに、在宅の子育て支援としてのファミリーサポート事業も実施していただいてございます。さらに、村内全域で活動しているサロン活動、各種地域にあるサロンの活動の支援とか、各種ボランティア団体の支援な

どもしていただいてございます。

また、重ねて、生活福祉資金の貸付事業と言われているものや、フードバンク、生協等から食材等を頂いて、困っている方、必要とされている方に届ける事業の提供など、生活困窮者の支援など様々な地域福祉活動を実施していただいておりますということございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

子どもから、要するに放課後子ども教室のような子どもから高齢者まで幅広い活動のほうが実際に社会福祉協議会のほうで行われているということを今、再度認識いたしました。

実は、4番のほう、社会福祉事業を行う場合に、地方公共団体と、あと法人のほうが行った場合での補助金の活用に違いがあるかということについて、11番議員さんのほうの質問の中で交付税措置と、あと国・県とかの2分の1、4分の1というふうな内容が少しあったんですが、それについてもう一度お知らせいただければと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 7番議員さんにお答えいたします。

午前中の質問については、保育所の運営に当たって、民間の私立保育所の場合の補助金であり、公立保育所の場合の交付税措置ということでの見解でございました。社会福祉協議会について、特別交付税の活用についてはございません。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

民間で行った場合と社会福祉法人で行った場合については、すみません、私のほうに認識の違いがあったということで。

では、それ以外の福祉事業等について、何か違うことがあるかないか、なければないで結構なんで、担当課のほうでもし答弁があればということ。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 7番議員さんにお答えいたします。

福祉事業に関わる補助金の活用ということなんですが、まず社会福祉関係での補助事業ということで、たくさんの補助金があります。公的なものもあれば、何ていうんですか、宝くじ基金とか競輪の自転車協会とかいろいろあるんですが、その協会とかその団体ごとに対象者を村、地方公共団体としているものとか、民間の社会福祉法人と定めているものがございまして、それぞれによって補助金の対象になるかならないかということに違いがございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

今、村のほうでは、各補助金の利用が可能な内容については細かく把握しながら、村が使えるものについては村のほうで補助のほうの申請を行いながら、もしくは地方公共団体以外の法人等で該当になるものについては社会福祉法人等が活用しながら、大玉村のほうで少しでもそういう補助金等を利用しながら、福祉活動のほうを行っているという内容について理解いたしました。

では、（2）のほうに入ります。

今後の大玉村の社会福祉事業ということで、大きな内容も含めてなんですが、を充実するために、どのような方向性を考えているかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 7番議員さんにお答えいたします。

当初、最初の3つ挙げた法人の中で、大玉村社会福祉協議会について答えてございますので、その流れで答えたいと思いますが、村の社会福祉協議会は定款によりまして、村における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の進展を図るということを目的としております。

村内では行政に次いで地域福祉のリーダー的団体であり、村の社会福祉に対して果たす役割はかなり大きい団体であると認識してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

村内における社会福祉法人の中の、実際にその社会福祉協議会のほうが今現在も大きな活躍をしていると。それを今後も、村が担うべき福祉事業については村が、あと民間で行うべきものについては、もしくは福祉法人で行うべき活動については、そういうところに移管する形で、今後の大玉村のほうの社会福祉のほうの充実というものがより一層進むことを願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、7番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

10番須藤軍蔵君より通告ありました「村の図書充実を」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 10番須藤軍蔵でございます。

議長の許可の下、2件についてお尋ねをするとともに、しかるべき対応を求めるところであります。

初めに、図書の充実についてであります。

昨年、昨年というかまだ本年度中であります、この分野の取組の一環として学校図書館への司書の配置、こういうものがなされて、本の楽しみ、あるいは子どもたちに対して直接話をするというようなこと等々を通して、大幅に図書の利用の拡大が高まつたと。さらには、大山公民館の図書は地域の図書館として重要であり、学校との連携をしてさらなる充実を図つてまいりますというのは、これは昨年10月、11月だったか、各事業の状況についての中で担当部、課長の説明がありました。

事業の進み具合というのがよく分かって、これだけで今年の成果報告はできるのかなと、この分野では。そんなぐらいの内容でありましたが、そういう積極的な事例に立って、以下、次の質問をいたしたいと思います。

ふるさとホールの図書についてお尋ねをします。

まず、ふるさとホールの図書、蔵書はもう十分であるかと、あるいはまたさらなる充実が必要かと。どちらかについて伺いをします。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

ふるさとホールの蔵書につきましては、学校図書館には学級数に応じた数値目標というのがありますが、一般図書館には数値目標等がございません。ですが、他の図書館に比べて十分とは言えないというような状況でいるというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今、お答えありましたが、十分だということであればこの質問は終わりだなと思っていたんですけども、これは十分ではないということですので、続けます。

さらなる充実が必要だということであれば、皆さん分かっているようにホールの2階の後方にある、うんと積まれている、うずたかくずっと積まれている、横になつて寝ている本というのはありますね。これっていうのは、やっぱりこれは背表紙が見えるとか、これ取って見たいなと思うように飾っておくとか、そういうような方法が必要だと思うんですけども、せっかくある本が読まれるような、あるいは見てみたいなというふうに思われるようになりますことも大事でありますし、時々、月に1回、2回程度、2階に行く用事があるんですけども、参加者からも「せっかくの本、これもったいないな」と、「俺の家にもいっぱいあるんだけれども、こういう状態では、これ持ってきたって何ともしようがないな」と、「こういうことの末路はこうなるのか」というようなことで、残念がっている方も非常に多いんですね。

したがって、何らかの工夫をして、大金をかけないでももう少しよりよい方法ができるものかと。前にもお尋ねしたことあるんですけども、このことについての考え方なりについて、端的にお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

専門的分野の本とか寄贈図書につきまして、今2階の研修室に配架しているというのはご指摘のとおりでございます。スペースの問題というのもございますが、書架の拡充などにより野積みすることなく手に取って読んでもらえるような配置を工夫して、利用者の利便性の向上に努めていきたいなというふうには考えてございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 確かに、専門書みたいなもの、あるいは趣味の本みたいなものがあって、読み手、それから贈り手で、これ千差万別で、それはいろいろなんですね。実際言ってもあれほどあるコーナー、全書みたいのを読むかというと読まないものも、

私自身読まないものも実はあるんです。それは、あと隠っちょ見る本だってあるし、いろいろあるわけです、これは。

だから、それ様々あるから、それを全部そろえろということはいかないと思うんですけれども、やっぱり村の図書ということの意味合いというのも必要。本当に欲しくなればあそこにもあるし、本宮にもあるし、八山田の手前に行けば大体のものはそろう。そういう、それはそれとして確かにあれなんだけれども、そういうことで、村の図書館としての役割というのも大事であろうと。

同時に、今部長が言わされたように、専門書的なものもありますけれども、ある意味で、一定程度片づけるというのは、そういう失礼ですけれども、今言ったことと矛盾するんですけれども、一定程度整理するというのも出てくるんですよね。何かふるさとホールの館長さんにちらっと立ち話で聞いたんですけども、一定の整理をする方法、あるいはまた新しくする方法、こういうものも必要なんだというようなことがあったわけでありますが、これらについての村の図書館といいますか、そういう蔵書の充実を含めた中で、それらのことについてどのように考えるか、あるいは一定の方向づけがあるものなのかなどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 10番議員さんにお答えします。

ふるさとホールの2階の状況なんですけれども、ご指摘いただいたとおりですので、いろいろ工夫しながら野積みにしておかないような状況で、もう少し魅力、もう少しうって、もっともっと魅力があるような配架の仕方をしたいと思っております。

どんどん本が入ってきて大変ありがたいんですけども、それをどういうふうに整理するかということにつきましては、専門的な方に見てもらって、その考えに基づいて整理しようというようなことで、実は県立図書館の方に来ていただきまして、その現状を見ていただきまして、整理の在り方についてアドバイスをいただきました。基本的には大玉にしかないようなもの、そういうものが貴重本でしょうというようなことです。それから多くの人が見るもの、これもちろん入るんですけども。

そういう状況の中で、やはり廃棄をしながら新しいものを寄せてくるという、その交通整理、その在り方については、また専門的にアドバイスをいただきながら、大玉ならではの、ふるさとホールならではの図書室になるように、図書館になるように、これから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ご答弁ありがとうございました。

いずれにしても、この件のまとめの関係ですね、特に教育長さんにお伺いします。

昨日もテレビで教育長、ちらっと映っていたけれども、今そういう話しているところだね、いろいろなところに頭行っていると思うんですけども、今回原稿作ったんでね、やっぱりこれは質問することになっているので。

ある県の女性の教育長、県の教育長なんですが、学校の関西のほうのだと。各市町村の全部の小・中学校の図書を充実させるという、これだけに相当力を入れたんだと

いう女人なんですけれども、子どもは基本的には本を読むのを嫌いなやつはいないし、それによって考える力なり、いろんな意味で人間形成にとっても大事なんだというふうなことで、その人語られていましたが、要はそこ、先ほど言ったように、その本にどういうふうに結びつけていくか、親しみやすくしていくかということが大事なんだということだったんですけども、その人いわくには、とにかくに読む姿勢はどうでもいいと。もう寝っ転がりようが何しようが、読む姿勢は自由で、他人にだけ迷惑かけなければ何でもしてもいいと。ちゃんと、図書室とイメージすると静かにして、大体同じ姿勢でと、そういうようなイメージだけれども、そうではなくて、自分の読みいい方法にすれば頭にも入るということで、そういうことをしたというふうなお話でしたが、いずれにしても、そういう読むあれは、そういう機会に触れるということが大事なんだということで、人間形成にも大事だということでございました。

そういう意味で、様々な分野で今教育長も取組をしているところでございましょうけれども、これらの本の、あるいは図書のさらなる学校教育あるいは社会教育の中での果たす役割ということについてのまとめ的な考え方をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 今、10番議員さんがお話しいただきましたように、読書の果たす役割というのは極めて重要だというふうに思っております。特に幼児期からの読書習慣というんですかね、読書の楽しさというか、そんなことがありまして、うちのほうはブックスタートって、小さい子どもさんのときに本を読み聞かせをしたり、それからボランティアの方、いろいろな方々に読書ボランティアをやってもらって、子どもたちにいろんな活動、読み聞かせ等をやっていただいております。それが非常に意味があるのかなというふうに捉えております。

それから、学校教育におきましても、学校司書を配置したことによりまして、図書館の中身が非常に魅力的になったと、子どもたちが読書に親しむ機会が出てきたというようなことにつきましては、読書の担当の先生方の集まりの中でも、そんな感想というか感謝というか、そんな言葉が述べられていますので、さらに充実したものにしていきたいなど、そんなふうに思っております。

それから、一般の図書につきましては、この大玉の自治体の規模でどれぐらいの本がいいのかということにつきましては、多ければ多いほどいいという、先ほどお話し申し上げましたけれども、やっぱり整理することも大事になってくると思いますので、整理と、それから必要な図書の購入というようなこと、これはふるさとホールの専門の方々がいろいろ図書の選定をしているわけですけれども、様々なニーズ調査をしたりしながら、限りある予算を有効に活用しながら、読書の推進ということについて村の重点と掲げて、これから進めていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。

質問の趣旨に記載されているように、変圧器、コンデンサー等から発がん性物質のP C Bが入っているものについての、これらについては平成25年あるいは27年ですか、の段階でもお尋ねをしてきたところですが、その後どういうふうになっているかというようなことについて、採石場の跡地と併せてお尋ねをしたいと思います。

①として、採石場の埋め戻し状況、今の現状はどうなっているか。さらにはまた、この出入口の安全対策というものはどのようになされているかということを掌握されているどうか、まず最初にお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

埋め戻しの状況でございますが、一部敷地のところに水がたまっている部分もございますが、露天掘りされていた地形についてはほぼ埋まっている状態となっておりまして、入り口付近の高さと同程度にならされている、一部はへこんでおりますが、ほぼ平らな状況になってございます。

それから、出入口安全対策ということでございますが、門柱がありまして、そこは施錠させておりますので、車両の出入口はできない状態というふうに認識してございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ②番として、ここを所有している会社、これ最初はたしかアジア開発だったと思いますが、その後、緑資源環境システム、さらにはアジア開発産業等々に所有者が度々替わってきているんですけども、現在はどのようなところで持っているのか、そしてまた、その会社というところと村とは連絡が取れる状況になっているかどうかということについてお尋ねします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

現在の所有会社名は、株式会社アジア開発産業でございます。加えまして、連絡体制ですが、現在、代表取締役の方の連絡先は存じておりますので、必要があれば連絡等は可能でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） その中にある、いわゆるその会社で所有している先ほど言ったもの、鉄製の貨車に今はちゃんと格納されてあるわけですけれども、そこに至るまでは、これ野ざらしになっていたものであります、今、傍聴に見えられている左内さんも含めて、一緒に行って現地を確認して、あるいは村の責任者、あるいは会社の人にも来てもらって現場を見て、そしてこういう状態だということで、その後、貨車に入れて格納している状況だというような状況でありましたが、その後、それはどうなっているのかお尋ねをします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

当時貨車に入っていたコンデンサーということでございますが、現在も以前のままと変わらない状況と認識してございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） これらの件に関連して、たしか名倉山の何とかという神社あるんですね、上のほうに神社があるんですけれども、その南のほうにも実は同じ時期に大きな2つあったの、それは直ちに撤去したのね。にもかかわらず、これはいつまでもあるというの、これどうなのが。

撤去に際しては、いわゆる促進するための、業者に対しての国の援助措置というのがあるんだというふうに、テレビでやっていたか何かで見たんですよね。それで、そういうものを使えばもっと早く、勝手にはこれ動かされないわけなんで、それらを通してやらなければできないという代物なんで、これについては、押山村長も地元との関係もあって、るるその経過と、あと水の関係もあって、ずっと詳しく説明をいただいて、村で何とかできないのかと、こう言ったら、代執行できないかと言ったら、そういう状況のものではないんだというような、るる話ありました。特措法との関係もあって。

その後、そういう措置を早くするためのというのを使って、早く撤去するということができなかつたのかどうか、その経過、あるのはそのままですだけではなくて、その間のどういう努力がなされたか、あるいは経過、それらも含めてこれこれしかじかこうだったからこうなんだということの辺りについて、詳しく説明願います。ただ何もしなかつたでは困る。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

以前に10番議員さん、一般質問での質問でございました質問の中にも、27年、それから25年のほうで質問がされて、答弁もなされておりますが、その後は事業計画、この廃棄に関して事業計画が平成30年11月に出されてございます。当時、以前の質問の際には、平成28年7月までとなってございましたが、これは特別措置法、いわゆるポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、P C B特別措置法と言うそうですが、これらが当時の設定では、平成28年7月という規定でございましたが、その後改正がありまして、実際の処理期限、当時の表記でいいますと、平成39年ですから令和9年3月までとされてございます。その後、先ほど申し上げました平成30年11月付の業者からの事業計画では、北海道にあります処理施設に搬入が予約済みということになってございます。

また、先ほど補助という話もございましたが、いわゆる法人、中間貯蔵・環境安全事業株式会社というところが窓口になっておりまして、中小企業とか法人については処分費用の70%の補助があるということは聞いてございます。ただ、これに関しては企業活動の一環ということで、先ほど議員さんからも行政代執行の話が出ましたが、現在法人が活動している段階でございますので、そういったことは現時点では法人へ

の指導、これは許可権限関係が県にございますので、県がメインになることではございますが、村も推進しながら、そういった処理等々については働きかけはしてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 働きかけしているのね。今言った特措法が延びた話は、私は通告書の中で舌足らずなところがあって、28年までだと言ったけれども、それは延びたのは承知しています。担当からも、役場の誰がそういう28年と言ったんだというようなこと、ちゃんと詰めが来ました。私の間違いでしたので、それは延びました。ただ、延びた中でも、じゃ、延びたからそのまでいいということではないんですね。

これ名倉山のところはなぜ早く撤去できたのかということを聞いたのは、そっち早くやったんだもの、これだってできっぺという考え方で私言った話で、要するに、それ今ずっとお話を聞いた経過の中で、1つは入り口付近の採石場のほうね、一体なものだから会社は、入り口は人は簡単に入られるんです。立入禁止はあるんですけれども、俺も入っていってきたから。軽く入れる。あとずっと水たまつていて、石ころだの入れるとどぼんとなって深くなつてね。これ世界のあれを、流れを憂える人があそこへ行ったものでは、なじょにかかるような雰囲気な場所だね。あそこはやっぱりちょっと工夫をしなくちゃ。ただ、水があるから、その水を逃がすとなると問題があるので、ああやつてあるのかなというふうに思っています。

それで、あの入り口は、足場パイプでこのクランプで組んだね、そういうものずっと長くやるとか、やっぱりそういう工夫をきちっと指導していただきたいですね。簡単に入られるんだ、人は。車は入られないけれども、人は入れる。できるだけ入らないようにというやり方。

それから、貨車に入っているもの、これについてのやっぱり70%、これ企業のあれで70%の補助するんですよということなんで、それをすれば、やっぱりこの機会にできるということ、大変なことでは、負の遺産でしようけれども、会社にとつても。最後のいわゆる詰めの部分ですか、詰めは、私も人のこと言える立場ではないんです、いっぱいいろいろ問題あって。ただ、公がやる場合はやっぱりきちっとものは指導はできると思うんですね。個人の責任と公の責任でやれば、やっぱり会社に一刻も早くそこからそういうものをなくすというのは、やっぱりこれ行政の仕事でありますから、先ほど来の答弁でもありました、やはり福祉の、あるいは暮らしをしていくための一環でありますので、その採石跡地をしっかりと埋め戻しをやる、いわゆる詰めの部分をやる、あるいはまた貨車にあるものを一刻も早く撤去させるということについての村としてのこれからとの取組などについて、村長の考えを承りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

まず、沈んで水たまりができるのは一旦全部平らになったんですね。ところが、何十メーターという高深度なものですから沈むということで、水たまりが再度できた

ということですが、今業者としては、沈んだところにまた搬入したいという話も来ているんです。ただ、村としては、P C B を片づけることをきちっと進めないうちは、そういう入れることだけ入れて、後はP C B については北海道に予約していますが、それも今確認をしています、再度しっかりと、村としては。そういうこともしっかりとやった上で、また再度埋めていただくことは必要なことですので、あとはそこを埋める前に、埋めてはいけないようなものがないかどうか、少し村としては調査をしたいということも考えています。

それから、P C B 、この許認可権は県にありますので、指導権限は県にあります。ですから、我々は現状を県のほうに伝えて、県に強く業者を指導してくれという立場でおりますので、ただ、大玉村にあるものですので、当事者ではないというふうには考えておりませんので、しっかりとこれは、時間はかかっていますが、処理は求めたいというふうに考えています。

代執行というのは本当に最後の最後の話になろうと思いますが、それも県のほうには、代執行は県がやるんだよというようなことは一応伝えて、なった場合は、そういうことも言っている状況でございます。ただ、現時点では、事業は継続していますので、処理をしてくださいよと強く、またさらに県のほうと一緒に併せて現地を見ながら指導していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 大体終わったんだけれども、1つだけ聞き漏れたの、部長。
70%の補助でやられるんだけれども、業者が事業の継続中でどうのと言ったんだけれども、そこはやる気あるんだか、申請したんだか、やる気なんだか、そのところもう一回、悪いけれども。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

先ほどの件でございますが、これは補助対象が中小企業法人に対して70%あるということでございますので、当然村が申請とかではなく、処理業者が申請をして補助を受ける制度でございます。これは、今でも期限が延びた関係はございますが、有効と認識してございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そこで、その会社がそういうものを申請して、やっているかどうかということは確認できていないんだね。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

現時点では会社が、当該法人がそこまでの事業を計画しているかどうかというのは、現在のところ承知はしてございません。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そういうものが存在しているんだということを一刻も早く、特に

村長も部長も、地元のその頭の中にあるということも含めて、大至急なくすというために引き続き、ただ時間が過ぎてできないんだということではないように、強力な指導、あるいは県にも要望を強くするように求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、10須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時17分）